

商法

明治32年法律第48号

商法別冊ノ通之ヲ定ム

此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治23年法律第32号商法ハ第3編ヲ除ク外此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス
(別冊)

目次

第1編 総則

- 第1章 通則
- 第2章 商人
- 第3章 商業登記
- 第4章 商号
- 第5章 商業帳簿
- 第6章 商業使用人
- 第7章 代理商
- 第8章 雑則

第2編 商行為

- 第1章 総則
- 第2章 売買
- 第3章 交互計算
- 第4章 匿名組合
- 第5章 仲立営業
- 第6章 問屋営業
- 第7章 運送取扱営業
- 第8章 運送営業
 - 第1節 総則
 - 第2節 物品運送
 - 第3節 旅客運送
- 第9章 寄託
 - 第1節 総則
 - 第2節 倉庫営業

第3編 海商

- 第1章 船舶及ヒ船舶所有者
- 第2章 船長
- 第3章 運送
 - 第1節 物品運送
 - 第1款 総則

第 2 款 船荷証券

第 2 節 旅客運送

第 4 章 海損

第 5 章 海難救助

第 6 章 保険

第 7 章 船舶債権者

附則

第 1 編 総則

第 1 章 通則

(趣旨等)

第 1 条 商人の営業、商行為その他商事については、他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

2 商事に関し、この法律に定めがない事項については商慣習に従い、商慣習がないときは、民法（明治 29 年法律第 89 号）の定めるところによる。

(公法人の商行為)

第 2 条 公法人が行う商行為については、法令に別段の定めがある場合を除き、この法律の定めるところによる。

(一方的商行為)

第 3 条 当事者の一方のために商行為となる行為については、この法律をその双方に適用する。

2 当事者の一方が 2 人以上ある場合において、その 1 人のために商行為となる行為については、この法律をその全員に適用する。

第 2 章 商人

(定義)

第 4 条 この法律において「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。

2 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす。

(未成年者登記)

第 5 条 未成年者が前条の営業を行うときは、その登記をしなければならない。

(後見人登記)

第6条 後見人が被後見人のために第4条の営業を行うときは、その登記をしなければならない。

2 後見人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(小商人)

第7条 第5条、前条、次章、第11条第2項、第15条第2項、第17条第2項前段、第5章及び第22条の規定は、小商人(商人のうち、法務省令で定めるその営業のために使用する財産の価額が法務省令で定める金額を超えないものをいう。)については、適用しない。

第3章 商業登記

(通則)

第8条 この編の規定により登記すべき事項は、当事者の申請により、商業登記法(昭和38年法律第125号)の定めるところに従い、商業登記簿にこれを登記する。

(登記の効力)

第9条 この編の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

2 故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

(変更の登記及び消滅の登記)

第10条 この編の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をしなければならない。

第4章 商号

(商号の選定)

第11条 商人(会社及び外国会社を除く。以下この編において同じ。)は、その氏、氏名その他の名称をもってその商号とすることができる。

2 商人は、その商号の登記をすることができる。

(他の商人と誤認させる名称等の使用の禁止)

第12条 何人も、不正の目的をもって、他の商人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

- 2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある商人は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(過料)

第13条 前条第1項の規定に違反した者は、100万円以下の過料に処する。

(自己の商号の使用を他人に許諾した商人の責任)

第14条 自己の商号を使用して営業又は事業を行うことを他人に許諾した商人は、当該商人が当該営業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

(商号の譲渡)

第15条 商人の商号は、営業とともにする場合又は営業を廃止する場合に限り、譲渡することができる。

- 2 前項の規定による商号の譲渡は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

(営業譲渡人の競業の禁止)

第16条 営業を譲渡した商人(以下この章において「譲渡人」という。)は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、区又は総合区。以下同じ。)の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、その営業を譲渡した日から20年間は、同一の営業を行ってはならない。

- 2 譲渡人が同一の営業を行わない旨の特約をした場合には、その特約は、その営業を譲渡した日から30年の期間内に限り、その効力を有する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、譲渡人は、不正の競争の目的をもって同一の営業を行ってはならない。

(譲渡人の商号を使用した譲受人の責任等)

第17条 営業を譲り受けた商人(以下この章において「譲受人」という。)が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負う。

- 2 前項の規定は、営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人が譲渡人の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合には、適用しない。営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人及び譲渡人から第三者に対しその旨の通知をした場合において、その通知を受けた第三者についても、同様とする。
- 3 譲受人が第1項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の責任は、営業を譲渡した日後2年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

- 4 第1項に規定する場合において、譲渡人の営業によって生じた債権について、その譲受人にした弁済は、弁済者が善意でかつ重大な過失がないときは、その効力を有する。

(譲受人による債務の引受け)

第18条 譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡人の営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡人の債権者は、その譲受人に対して弁済の請求をすることができる。

- 2 譲受人が前項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の責任は、同項の広告があった日後2年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

(詐害営業譲渡に係る譲受人に対する債務の履行の請求)

第18条の2 譲渡人が譲受人に承継されない債務の債権者(以下この条において「残存債権者」という。)を害することを知って営業を譲渡した場合には、残存債権者は、その譲受人に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受人が営業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

- 2 譲受人が前項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡人が残存債権者を害することを知って営業を譲渡したことを知った時から2年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。営業の譲渡の効力が生じた日から20年を経過したときも、同様とする。

- 3 譲渡人について破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、譲受人に対して第1項の規定による請求をする権利を行使することができない。

第5章 商業帳簿

第19条 商人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 商人は、その営業のために使用する財産について、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な商業帳簿(会計帳簿及び貸借対照表をいう。以下この条において同じ。)を作成しなければならない。

- 3 商人は、帳簿閉鎖の時から10年間、その商業帳簿及びその営業に関する重要な資料を保存しなければならない。

- 4 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、商業帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第6章 商業使用人

(支配人)

第20条 商人は、支配人を選任し、その営業所において、その営業を行わせることができる。

(支配人の代理権)

第21条 支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 支配人は、他の使用人を選任し、又は解任することができる。

3 支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(支配人の登記)

第22条 商人が支配人を選任したときは、その登記をしなければならない。支配人の代理権の消滅についても、同様とする。

(支配人の競業の禁止)

第23条 支配人は、商人の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自ら営業を行うこと。

二 自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすること。

三 他の商人又は会社若しくは外国会社の使用人となること。

四 会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2 支配人が前項の規定に違反して同項第2号に掲げる行為をしたときは、当該行為によって支配人又は第三者が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定する。

(表見支配人)

第24条 商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該営業所の営業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

(ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人)

第25条 商人の営業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は、当該事項に関する一切の裁判外の行為をする権限を有する。

2 前項の使用人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(物品の販売等を目的とする店舗の使用人)

第26条 物品の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。以下この条において同じ。）を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売等をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

第7章 代理商

（通知義務）

第27条 代理商（商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その商人の使用人でないものをいう。以下この章において同じ。）は、取引の代理又は媒介をしたときは、遅滞なく、商人に対して、その旨の通知を発しなければならない。

（代理商の競業の禁止）

第28条 代理商は、商人の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすること。
- 二 その商人の営業と同種の事業を行う会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2 代理商が前項の規定に違反して同項第1号に掲げる行為をしたときは、当該行為によって代理商又は第三者が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定する。

（通知を受ける権限）

第29条 物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商は、第526条第2項の通知その他売買に関する通知を受ける権限を有する。

（契約の解除）

第30条 商人及び代理商は、契約の期間を定めなかったときは、2箇月前までに予告し、その契約を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、商人及び代理商は、いつでもその契約を解除することができる。

（代理商の留置権）

第31条 代理商は、取引の代理又は媒介をしたことによって生じた債権の弁済期が到来しているときは、その弁済を受けるまでは、商人のために当該代理商が占有する物又は有価証券を留置することができる。ただし、当事者が別段の意思表示をしたときは、この限りでない。

第8章 雑則

第32条 この法律の規定により署名すべき場合には、記名押印をもって、署名に代えることができる。

第33条～第500条 削除

第2編 商行為

第1章 総則

(絶対的商行為)

第501条 次に掲げる行為は、商行為とする。

- 一 利益を得て譲渡する意思をもってする動産、不動産若しくは有価証券の有償取得又はその取得したものの譲渡を目的とする行為
- 二 他人から取得する動産又は有価証券の供給契約及びその履行のためにする有償取得を目的とする行為
- 三 取引所においてする取引
- 四 手形その他の商業証券に関する行為

(営業的商行為)

第502条 次に掲げる行為は、営業としてするときには、商行為とする。ただし、専ら賃金を得る目的で物を製造し、又は労務に従事する者の行為は、この限りでない。

- 一 賃貸する意思をもってする動産若しくは不動産の有償取得若しくは賃借又はその取得し若しくは賃借したものの賃貸を目的とする行為
- 二 他人のためにする製造又は加工に関する行為
- 三 電気又はガスの供給に関する行為
- 四 運送に関する行為
- 五 作業又は労務の請負
- 六 出版、印刷又は撮影に関する行為
- 七 客の来集を目的とする場屋における取引
- 八 両替その他の銀行取引
- 九 保険
- 十 寄託の引受け
- 十一 仲立ち又は取次ぎに関する行為
- 十二 商行為の代理の引受け
- 十三 信託の引受け

(附属的商行為)

第503条 商人がその営業のためにする行為は、商行為とする。

- 2 商人の行為は、その営業のためにするものと推定する。

(商行為の代理)

第504条 商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合であっても、その行為は、本人に対してその効力を生ずる。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知らなかったときは、代理人に対して履行の請求をするこ

とを妨げない。

(商行為の委任)

第505条 商行為の受任者は、委任の本旨に反しない範囲内において、委任を受けていない行為をすることができる。

(商行為の委任による代理権の消滅事由の特例)

第506条 商行為の委任による代理権は、本人の死亡によつては、消滅しない。

(対話者間における契約の申込み)

第507条 商人である対話者の間において契約の申込みを受けた者が直ちに承諾をしなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

(隔地者間における契約の申込み)

第508条 商人である隔地者の間において承諾の期間を定めずに契約の申込みを受けた者が相当の期間内に承諾の通知を発しなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

2 民法第523条の規定は、前項の場合について準用する。

(契約の申込みを受けた者の諾否通知義務)

第509条 商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、契約の申込みに対する諾否の通知を発しなければならない。

2 商人が前項の通知を発することを怠ったときは、その商人は、同項の契約の申込みを承諾したものとみなす。

(契約の申込みを受けた者の物品保管義務)

第510条 商人がその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、その申込みとともに受け取った物品があるときは、その申込みを拒絶したときであっても、申込者の費用をもってその物品を保管しなければならない。ただし、その物品の価額がその費用を償うのに足りないとき、又は商人がその保管によって損害を受けるときは、この限りでない。

(多数当事者間の債務の連帯)

第511条 数人の者がその1人又は全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は、各自が連帯して負担する。

2 保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるとき、又は保証が商行為であるときは、主たる債務者及び保証人が各別の行為によって債務を負担したときであっても、その債務は、各自が連帯して負担する。

(報酬請求権)

第512条 商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。

(利息請求権)

第513条 商人間において金銭の消費貸借をしたときは、貸主は、法定利息（次条の法定利率による利息をいう。以下同じ。）を請求することができる。

2 商人がその営業の範囲内において他人のために金銭の立替えをしたときは、その立替えの日以後の法定利息を請求することができる。

(商事法定利率)

第514条 商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、年6分とする。

(契約による質物の処分の禁止の適用除外)

第515条 民法第349条の規定は、商行為によって生じた債権を担保するために設定した質権については、適用しない。

(債務の履行の場所)

第516条 商行為によって生じた債務の履行をすべき場所がその行為の性質又は当事者の意思表示によって定まらないときは、特定物の引渡しはその行為の時にその物が存在した場所において、その他の債務の履行は債権者の現在の営業所（営業所がない場合にあつては、その住所）において、それぞれしなければならない。

2 指図債権及び無記名債権の弁済は、債務者の現在の営業所（営業所がない場合にあつては、その住所）においてしなければならない。

(指図債権等の証券の提示と履行遅滞)

第517条 指図債権又は無記名債権の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。

(有価証券喪失の場合の権利行使方法)

第518条 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の所持人がその有価証券を喪失した場合において、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第114条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその有価証券の趣旨に従い履行をさせることができる。

(有価証券の譲渡方法及び善意取得)

第519条 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の譲渡については、当該有価証券の性質に応じ、手形法（昭和7年法律第20号）第12条、第13条及び第14条第2項又は小切手法（昭和8年法律第57号）第5条第2項及び

第19条の規定を準用する。

- 2 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の取得については、小切手法第21条の規定を準用する。

(取引時間)

第520条 法令又は慣習により商人の取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、債務の履行をし、又はその履行の請求をすることができる。

(商人間の留置権)

第521条 商人間においてその双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるときは、債権者は、その債権の弁済を受けるまで、その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物又は有価証券を留置することができる。ただし、当事者の別段の意思表示があるときは、この限りでない。

(商事消滅時効)

第522条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

第523条 削除

第2章 売買

(売主による目的物の供託及び競売)

第524条 商人間の売買において、買主がその目的物の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、売主は、その物を供託し、又は相当の期間を定めて催告をした後に競売に付することができる。この場合において、売主がその物を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、買主に対してその旨の通知を発しなければならない。

- 2 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物は、前項の催告をしないで競売に付することができる。

- 3 前2項の規定により売買の目的物を競売に付したときは、売主は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を代金に充当することを妨げない。

(定期売買の履行遅滞による解除)

第525条 商人間の売買において、売買の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場

合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、直ちにその履行の請求をした場合を除き、契約の解除をしたものとみなす。

(買主による目的物の検査及び通知)

第526条 商人間の売買において、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なく、その物を検査しなければならない。

2 前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物に瑕疵があること又はその数量に不足があることを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなれば、その瑕疵又は数量の不足を理由として契約の解除又は代金減額若しくは損害賠償の請求をすることができない。売買の目的物に直ちに発見することのできない瑕疵がある場合において、買主が6箇月以内にその瑕疵を発見したときも、同様とする。

3 前項の規定は、売主がその瑕疵又は数量の不足につき悪意であった場合には、適用しない。

(買主による目的物の保管及び供託)

第527条 前条第1項に規定する場合においては、買主は、契約の解除をしたときであっても、売主の費用をもって売買の目的物を保管し、又は供託しなければならない。ただし、その物について滅失又は損傷のおそれがあるときは、裁判所の許可を得てその物を競売に付し、かつ、その代価を保管し、又は供託しなければならない。

2 前項ただし書の許可に係る事件は、同項の売買の目的物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

3 第1項の規定により買主が売買の目的物を競売に付したときは、遅滞なく、売主に対してその旨の通知を発しななければならない。

4 前3項の規定は、売主及び買主の営業所（営業所がない場合にあっては、その住所）が同一の市町村の区域内にある場合には、適用しない。

第528条 前条の規定は、売主から買主に引き渡した物品が注文した物品と異なる場合における当該売主から買主に引き渡した物品及び売主から買主に引き渡した物品の数量が注文した数量を超過した場合における当該超過した部分の数量の物品について準用する。

第3章 交互計算

(交互計算)

第529条 交互計算は、商人間又は商人と商人でない者との間で平常取引をする場合において、一定の期間内の取引から生ずる債権及び債務の総額について相殺をし、その残額の支払をすることを約することによって、その効力を生ずる。

(商業証券に係る債権債務に関する特則)

第530条 手形その他の商業証券から生じた債権及び債務を交互計算に組み入れた場合において、その商業証券の債務者が弁済をしないときは、当事者は、その債務に関する項目を交互計算から除外することができる。

(交互計算の期間)

第531条 当事者が相殺をすべき期間を定めなかったときは、その期間は、6箇月とする。

(交互計算の承認)

第532条 当事者は、債権及び債務の各項目を記載した計算書の承認をしたときは、当該各項目について異議を述べることができない。ただし、当該計算書の記載に錯誤又は脱漏があったときは、この限りでない。

(残額についての利息請求権等)

第533条 相殺によって生じた残額については、債権者は、計算の閉鎖の日以後の法定利息を請求することができる。

2 前項の規定は、当該相殺に係る債権及び債務の各項目を交互計算に組み入れた日からこれに利息を付することを妨げない。

(交互計算の解除)

第534条 各当事者は、いつでも交互計算の解除をすることができる。この場合において、交互計算の解除をしたときは、直ちに、計算を閉鎖して、残額の支払を請求することができる。

第4章 匿名組合

(匿名組合契約)

第535条 匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる。

(匿名組合員の出資及び権利義務)

第536条 匿名組合員の出資は、営業者の財産に属する。

2 匿名組合員は、金銭その他の財産のみをその出資の目的とすることができる。

3 匿名組合員は、営業者の業務を執行し、又は営業者を代表することができない。

4 匿名組合員は、営業者の行為について、第三者に対して権利及び義務を有しない。

(自己の氏名等の使用を許諾した匿名組合員の責任)

第537条 匿名組合員は、自己の氏若しくは氏名を営業者の商号中に用いること又は自

己の商号を営業者の商号として使用することを許諾したときは、その使用以後に生じた債務については、営業者と連帯してこれを弁済する責任を負う。

(利益の配当の制限)

第538条 出資が損失によって減少したときは、その損失をてん補した後でなければ、匿名組合員は、利益の配当を請求することができない。

(貸借対照表の閲覧等並びに業務及び財産状況に関する検査)

第539条 匿名組合員は、営業年度の終了時において、営業者の営業時間内に、次に掲げる請求をし、又は営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

一 営業者の貸借対照表が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 営業者の貸借対照表が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので法務省令で定めるものをいう。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 匿名組合員は、重要な事由があるときは、いつでも、裁判所の許可を得て、営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

3 前項の許可に係る事件は、営業者の営業所の所在地（営業所がない場合にあっては、営業者の住所地）を管轄する地方裁判所が管轄する。

(匿名組合契約の解除)

第540条 匿名組合契約で匿名組合の存続期間を定めなかったとき、又はある当事者の終身の間匿名組合が存続すべきことを定めたときは、各当事者は、営業年度の終了時において、契約の解除をすることができる。ただし、6箇月前にその予告をしなければならない。

2 匿名組合の存続期間を定めたか否かにかかわらず、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、いつでも匿名組合契約の解除をすることができる。

(匿名組合契約の終了事由)

第541条 前条の場合のほか、匿名組合契約は、次に掲げる事由によって終了する。

一 匿名組合の目的である事業の成功又はその成功の不能

二 営業者の死亡又は営業者が後見開始の審判を受けたこと。

三 営業者又は匿名組合員が破産手続開始の決定を受けたこと。

(匿名組合契約の終了に伴う出資の価額の返還)

第542条 匿名組合契約が終了したときは、営業者は、匿名組合員にその出資の価額を返還しなければならない。ただし、出資が損失によって減少したときは、その残額を返還すれば足りる。

第5章 仲立営業

第543条 仲立人トハ他人間ノ商行為ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第544条 仲立人ハ其媒介シタル行為ニ付キ当事者ノ為メニ支払其他ノ給付ヲ受クルコトヲ得ス但別段ノ意思表示又ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

第545条 仲立人カ其媒介スル行為ニ付キ見本ヲ受取りタルトキハ其行為カ完了スルマテ之ヲ保管スルコトヲ要ス

第546条 当事者間ニ於テ行為カ成立シタルトキハ仲立人ハ遅滞ナク各当事者ノ氏名又ハ商号、行為ノ年月日及ヒ其要領ヲ記載シタル書面ヲ作り署名ノ後之ヲ各当事者ニ交付スルコトヲ要ス

- 2 当事者カ直チニ履行ヲ為スヘキ場合ヲ除ク外仲立人ハ各当事者ヲシテ前項ノ書面ニ署名セシメタル後之ヲ其相手方ニ交付スルコトヲ要ス
- 3 前2項ノ場合ニ於テ当事者ノ一方カ書面ヲ受領セス又ハ之ニ署名セサルトキハ仲立人ハ遅滞ナク相手方ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第547条 仲立人ハ其帳簿ニ前条第1項ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 2 当事者ハ何時ニテモ仲立人カ自己ノ為メニ媒介シタル行為ニ付キ其帳簿ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第548条 当事者カ其氏名又ハ商号ヲ相手方ニ示ササルヘキ旨ヲ仲立人ニ命シタルトキハ仲立人ハ第546条第1項ノ書面及ヒ前条第2項ノ謄本ニ其氏名又ハ商号ヲ記載スルコトヲ得ス

第549条 仲立人カ当事者ノ一方ノ氏名又ハ商号ヲ其相手方ニ示ササリシトキハ之ニ対シテ自ラ履行ヲ為ス責ニ任ス

第550条 仲立人ハ第546条ノ手續ヲ終ハリタル後ニ非サレハ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

- 2 仲立人ノ報酬ハ当事者双方平分シテ之ヲ負担ス

第6章 問屋営業

第551条 問屋トハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ為メニ物品ノ販売又ハ買入ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第552条 問屋ハ他人ノ為メニ為シタル販売又ハ買入ニ因リ相手方ニ対シテ自ラ権利ヲ得義務ヲ負フ

○2 問屋ト委託者トノ間ニ於テハ本章ノ規定ノ外委任及ヒ代理ニ関スル規定ヲ準用ス

第553条 問屋ハ委託者ノ為メニ為シタル販売又ハ買入ニ付キ相手方カ其債務ヲ履行セサル場合ニ於テ自ラ其履行ヲ為ス責ニ任ス但別段ノ意思表示又ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

第554条 問屋カ委託者ノ指定シタル金額ヨリ廉価ニテ販売ヲ為シ又ハ高価ニテ買入ヲ為シタル場合ニ於テ自ラ其差額ヲ負担スルトキハ其販売又ハ買入ハ委託者ニ対シテ其効カヲ生ス

第555条 問屋カ取引所ノ相場アル物品ノ販売又ハ買入ノ委託ヲ受ケタルトキハ自ラ買主又ハ売主ト為ルコトヲ得此場合ニ於テハ売買ノ代価ハ問屋カ買主又ハ売主ト為リタルコトノ通知ヲ発シタル時ニ於ケル取引所ノ相場ニ依リテ之ヲ定ム

○2 前項ノ場合ニ於テモ問屋ハ委託者ニ対シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得

第556条 問屋カ買入ノ委託ヲ受ケタル場合ニ於テ委託者カ買入レタル物品ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサルトキハ第524条ノ規定ヲ準用ス

第557条 第27条及ビ第31条ノ規定ハ問屋ニ之ヲ準用ス

第558条 本章ノ規定ハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ為メニ販売又ハ買入ニ非サル行為ヲ為スヲ業トスル者ニ之ヲ準用ス

第7章 運送取扱営業

第559条 運送取扱人トハ自己ノ名ヲ以テ物品運送ノ取次ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

○2 運送取扱人ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外問屋ニ関スル規定ヲ準用ス

第560条 運送取扱人ハ自己又ハ其使用人カ運送品ノ受取、引渡、保管、運送人又ハ他ノ運送取扱人ノ選択其他運送ニ関スル注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延著ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第561条 運送取扱人カ運送品ヲ運送人ニ引渡シタルトキハ直チニ其報酬ヲ請求スルコトヲ得

○2 運送取扱契約ヲ以テ運送賃ノ額ヲ定メタルトキハ運送取扱人ハ特約アルニ非サレハ別ニ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

第562条 運送取扱人ハ運送品ニ関シ受取ルヘキ報酬、運送賃其他委託者ノ為メニ為シタル立替又ハ前貸ニ付テノミ其運送品ヲ留置スルコトヲ得

第563条 数人相次テ運送ノ取次ヲ為ス場合ニ於テハ後者ハ前者ニ代ハリテ其権利ヲ行使スル義務ヲ負フ

○2 前項ノ場合ニ於テ後者カ前者ニ弁済ヲ為シタルトキハ前者ノ権利ヲ取得ス

第564条 運送取扱人カ運送人ニ弁済ヲ為シタルトキハ運送人ノ権利ヲ取得ス

第565条 運送取扱人ハ特約ナキトキハ自ラ運送ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ運送取扱人ハ運送人ト同一ノ権利義務ヲ有ス

○2 運送取扱人カ委託者ノ請求ニ因リテ貨物引換証ヲ作りタルトキハ自ラ運送ヲ為スモノト看做ス

第566条 運送取扱人ノ責任ハ荷受人カ運送品ヲ受取リタル日ヨリ1年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

○2 前項ノ期間ハ運送品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ其引渡アルヘカリシ日ヨリ之ヲ起算ス

○3 前2項ノ規定ハ運送取扱人ニ悪意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第567条 運送取扱人ノ委託者又ハ荷受人ニ対スル債権ハ1年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第568条 第578条及ヒ第583条ノ規定ハ運送取扱営業ニ之ヲ準用ス

第8章 運送営業

第1節 総則

第569条 運送人トハ陸上又ハ湖川、港湾ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第2節 物品運送

第570条 荷送人ハ運送人ノ請求ニ因リ運送状ヲ交付スルコトヲ要ス

○2 運送状ニハ左ノ事項ヲ記載シ荷送人之ニ署名スルコトヲ要ス

一 運送品ノ種類、重量又ハ容積及ヒ其荷造ノ種類、個数並ニ記号

二 到達地

- 三 荷受人ノ氏名又ハ商号
- 四 運送状ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第571条 運送人ハ荷送人ノ請求ニ因リ貨物引換証ヲ交付スルコトヲ要ス

- 2 貨物引換証ニハ左ノ事項ヲ記載シ運送人之ニ署名スルコトヲ要ス
 - 一 前条第2項第1号乃至第3号ニ掲ケタル事項
 - 二 荷送人ノ氏名又ハ商号
 - 三 運送賃
 - 四 貨物引換証ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第572条 貨物引換証ヲ作りタルトキハ運送ニ関スル事項ハ運送人ト所持人トノ間ニ於テハ貨物引換証ノ定ムル所ニ依ル

第573条 貨物引換証ヲ作りタルトキハ運送品ニ関スル処分ハ貨物引換証ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

第574条 貨物引換証ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡スコトヲ得但貨物引換証ニ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

第575条 貨物引換証ニ依リ運送品ヲ受取ルコトヲ得ヘキ者ニ貨物引換証ヲ引渡シタルトキハ其引渡ハ運送品ノ上ニ行使スル権利ノ取得ニ付キ運送品ノ引渡ト同一ノ効力ヲ有ス

第576条 運送品ノ全部又ハ一部カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ其運送賃ヲ請求スルコトヲ得ス若シ運送人カ既ニ其運送賃ノ全部又ハ一部ヲ受取リタルトキハ之ヲ返還スルコトヲ要ス

- 2 運送品ノ全部又ハ一部カ其性質若クハ瑕疵又ハ荷送人ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ運送賃ノ全額ヲ請求スルコトヲ得

第577条 運送人ハ自己若クハ運送取扱人又ハ其使用人其他運送ノ為メ使用シタル者カ運送品ノ受取、引渡、保管及ヒ運送ニ関シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延著ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第578条 貨幣、有価証券其他ノ高価品ニ付テハ荷送人カ運送ヲ委託スルニ当タリ其種類及ヒ価額ヲ明告シタルニ非サレハ運送人ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第579条 数人相次テ運送ヲ為ス場合ニ於テハ各運送人ハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延著ニ付キ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第580条 運送品ノ全部滅失ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ其引渡アルヘカリシ日ニ於

ケル到達地ノ価格ニ依リテ之ヲ定ム

- 2 運送品ノ一部滅失又ハ毀損ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ其引渡アリタル日ニ於ケル到達地ノ価格ニ依リテ之ヲ定ム但延著ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス
- 3 運送品ノ滅失又ハ毀損ノ為メ支払フコトヲ要セサル運送賃其他ノ費用ハ前 2 項ノ賠償額ヨリ之ヲ控除ス

第 5 8 1 条 運送品力運送人ノ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リテ滅失、毀損又ハ延著シタルトキハ運送人ハ一切ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第 5 8 2 条 荷送人又ハ貨物引換証ノ所持人ハ運送人ニ対シ運送ノ中止、運送品ノ返還其他ノ処分ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ運送人ハ既ニ為シタル運送ノ割合ニ応スル運送賃、立替金及ヒ其処分ニ因リテ生シタル費用ノ弁済ヲ請求スルコトヲ得

- 2 前項ニ定メタル荷送人ノ権利ハ運送品力到達地ニ達シタル後荷受人力其引渡ヲ請求シタルトキハ消滅ス

第 5 8 3 条 運送品力到達地ニ達シタル後ハ荷受人ハ運送契約ニ因リテ生シタル荷送人ノ権利ヲ取得ス

- 2 荷受人力運送品ヲ受取りタルトキハ運送人ニ対シ運送賃其他ノ費用ヲ支払フ義務ヲ負フ

第 5 8 4 条 貨物引換証ヲ作りタル場合ニ於テハ之ト引換ニ非サレハ運送品ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得ス

第 5 8 5 条 荷受人ヲ確知スルコト能ハサルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得

- 2 前項ノ場合ニ於テ運送人力荷送人ニ対シ相当ノ期間ヲ定メ運送品ノ処分ニ付キ指図ヲ為スヘキ旨ヲ催告スルモ荷送人力其指図ヲ為ササルトキハ運送品ヲ競売スルコトヲ得
- 3 運送人力前 2 項ノ規定ニ從ヒテ運送品ノ供託又ハ競売ヲ為シタルトキハ遅滞ナク荷送人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第 5 8 6 条 前条ノ規定ハ運送品ノ引渡ニ関シテ争アル場合ニ之ヲ準用ス

- 2 運送人力競売ヲ為スニハ予メ荷受人ニ対シ相当ノ期間ヲ定メテ運送品ノ受取ヲ催告シ其期間経過ノ後更ニ荷送人ニ対スル催告ヲ為スコトヲ要ス
- 3 運送人ハ遅滞ナク荷受人ニ対シテモ運送品ノ供託又ハ競売ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス

第 5 8 7 条 第 5 2 4 条第 2 項及ヒ第 3 項ノ規定ハ前 2 条ノ場合ニ之ヲ準用ス

第 5 8 8 条 運送人ノ責任ハ荷受人力留保ヲ為サスシテ運送品ヲ受取り且運送賃其他ノ費用ヲ支払ヒタルトキハ消滅ス但運送品ニ直チニ発見スルコト能ハサル毀損又ハ一部

滅失アリタル場合ニ於テ荷受人カ引渡ノ日ヨリ 2 週間内ニ運送人ニ対シテ其通知ヲ
発シタルトキハ此限ニ在ラス

- 2 前項ノ規定ハ運送人ニ悪意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第 5 8 9 条 第 5 6 2 条、第 5 6 3 条、第 5 6 6 条及ヒ第 5 6 7 条ノ規定ハ運送人ニ之ヲ
準用ス

第 3 節 旅客運送

第 5 9 0 条 旅客ノ運送人ハ自己又ハ其使用人カ運送ニ関シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明
スルニ非サレハ旅客カ運送ノ為メニ受ケタル損害ヲ賠償スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

- 2 損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付テハ裁判所ハ被害者及ヒ其家族ノ情況ヲ斟酌スルコト
ヲ要ス

第 5 9 1 条 旅客ノ運送人ハ旅客ヨリ引渡ヲ受ケタル手荷物ニ付テハ特ニ運送賃ヲ請求セ
サルトキト雖モ物品ノ運送人ト同一ノ責任ヲ負フ

- 2 手荷物カ到達地ニ達シタル日ヨリ 1 週間内ニ旅客カ其引渡ヲ請求セサルトキハ第
5 2 4 条ノ規定ヲ準用ス但住所又ハ居所ノ知レサル旅客ニハ催告及ヒ通知ヲ為スコ
トヲ要セス

第 5 9 2 条 旅客ノ運送人ハ旅客ヨリ引渡ヲ受ケサル手荷物ノ滅失又ハ毀損ニ付テハ自己
又ハ其使用人ニ過失アル場合ヲ除ク外損害賠償ノ責ニ任セス

第 9 章 寄託

第 1 節 総則

第 5 9 3 条 商人カ其営業ノ範圍内ニ於テ寄託ヲ受ケタルトキハ報酬ヲ受ケサルトキト雖
モ善良ナル管理者ノ注意ヲ為スコトヲ要ス

第 5 9 4 条 旅店、飲食店、浴場其他客ノ来集ヲ目的トスル場屋ノ主人ハ客ヨリ寄託ヲ受
ケタル物品ノ滅失又ハ毀損ニ付キ其不可抗力ニ因リタルコトヲ証明スルニ非サレハ
損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

- 2 客カ特ニ寄託セサル物品ト雖モ場屋中ニ携帯シタル物品カ場屋ノ主人又ハ其使用
人ノ不注意ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ場屋ノ主人ハ損害賠償ノ責ニ任ス
- 3 客ノ携帯品ニ付キ責任ヲ負ハサル旨ヲ告示シタルトキト雖モ場屋ノ主人ハ前 2 項
ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス

第 5 9 5 条 貨幣、有価証券其他ノ高価品ニ付テハ客カ其種類及ヒ価額ヲ明告シテ之ヲ前

条ノ場屋ノ主人ニ寄託シタルニ非サレハ其場屋ノ主人ハ其物品ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス

第596条 前2条ノ責任ハ場屋ノ主人カ寄託物ヲ返還シ又ハ客カ携帯品ヲ持去リタル後1年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

- 2 前項ノ期間ハ物品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ客カ場屋ヲ去リタル時ヨリ之ヲ起算ス
- 3 前2項ノ規定ハ場屋ノ主人ニ悪意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第2節 倉庫営業

第597条 倉庫営業者トハ他人ノ為メニ物品ヲ倉庫ニ保管スルヲ業トスル者ヲ謂フ

第598条 倉庫営業者ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ノ預証券及ヒ質入証券ヲ交付スルコトヲ要ス

第599条 預証券及ヒ質入証券ニハ左ノ事項及ヒ番号ヲ記載シ倉庫営業者之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 受寄物ノ種類、品質、数量及ヒ其荷造ノ種類、個数並ニ記号
- 二 寄託者ノ氏名又ハ商号
- 三 保管ノ場所
- 四 保管料
- 五 保管ノ期間ヲ定メタルトキハ其期間
- 六 受寄物ヲ保険ニ付シタルトキハ保険金額、保険期間及ヒ保険者ノ氏名又ハ商号
- 七 証券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第600条 倉庫営業者カ預証券及ヒ質入証券ヲ寄託者ニ交付シタルトキハ其帳簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 前条第1号、第2号及ヒ第4号乃至第6号ニ掲ケタル事項
- 二 証券ノ番号及ヒ其作成ノ年月日

第601条 預証券及ヒ質入証券ノ所持人ハ倉庫営業者ニ対シ寄託物ヲ分割シ且其各部分ニ対スル預証券及ヒ質入証券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ所持人ハ前ノ預証券及ヒ質入証券ヲ倉庫営業者ニ返還スルコトヲ要ス

- 2 前項ニ定メタル寄託物ノ分割及ヒ証券ノ交付ニ関スル費用ハ所持人之ヲ負担ス

第602条 預証券及ヒ質入証券ヲ作りタルトキハ寄託ニ関スル事項ハ倉庫営業者ト所持人トノ間ニ於テハ其証券ノ定ムル所ニ依ル

第 6 0 3 条 預証券及ヒ質入証券ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡シ又ハ之ヲ質入スルコトヲ得但証券ニ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

○ 2 預証券ノ所持人カ未タ質入ヲ為ササル間ハ預証券及ヒ質入証券ハ各別ニ之ヲ譲渡スルコトヲ得ス

第 6 0 4 条 第 5 7 3 条及ヒ第 5 7 5 条ノ規定ハ預証券及ヒ質入証券ニ之ヲ準用ス

第 6 0 5 条 預証券又ハ質入証券カ滅失シタルトキハ其所持人ハ相当ノ担保ヲ供シテ更ニ其証券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ倉庫営業者ハ其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第 6 0 6 条 質入証券ニ第 1 ノ質入裏書ヲ為スニハ債権額、其利息及ヒ弁済期ヲ記載スルコトヲ要ス

○ 2 第 1 ノ質権者カ前項ニ掲ケタル事項ヲ預証券ニ記載シテ之ニ署名スルニ非サレハ質権ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第 6 0 7 条 預証券ノ所持人ハ寄託物ヲ以テ預証券ニ記載シタル債権額及ヒ利息ヲ弁済スル義務ヲ負フ

第 6 0 8 条 質入証券所持人ノ債権ノ弁済ハ倉庫営業者ノ営業所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

第 6 0 9 条 質入証券ノ所持人カ弁済期ニ至リ支払ヲ受ケサルトキハ手形ニ関スル規定ニ従ヒテ拒絶証書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

第 6 1 0 条 質入証券ノ所持人ハ拒絶証書作成ノ日ヨリ 1 週間ヲ経過シタル後ニ非サレハ寄託物ノ競売ヲ請求スルコトヲ得ス

第 6 1 1 条 倉庫営業者ハ競売代金ノ中ヨリ競売ニ関スル費用、受寄物ニ課スヘキ租税、保管料其他保管ニ関スル費用及ヒ立替金ヲ控除シタル後其残額ヲ質入証券ト引換ニ其所持人ニ支払フコトヲ要ス

○ 2 競売代金ノ中ヨリ前項ニ掲ケタル費用、租税、保管料、立替金及ヒ質入証券所持人ノ債権額、利息、拒絶証書作成ノ費用ヲ控除シタル後余剰アルトキハ倉庫営業者ハ之ヲ預証券ト引換ニ其所持人ニ支払フコトヲ要ス

第 6 1 2 条 競売代金ヲ以テ質入証券ニ記載シタル債権ノ全部ヲ弁済スルコト能ハサリシトキハ倉庫営業者ハ其支払ヒタル金額ヲ質入証券ニ記載シテ其証券ヲ返還シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第 6 1 3 条 質入証券ノ所持人ハ先ツ寄託物ニ付キ弁済ヲ受ケ尚ホ不足アルトキハ其裏書

人ニ対シテ不足額ヲ請求スルコトヲ得

- 2 手形法第45条第1項第3項第5項第6項、第48条第1項、第49条及ヒ第50条第1項ノ規定ハ前項ニ定メタル不足額ノ請求ニ之ヲ準用ス
- 3 手形法第52条第3項ノ規定ハ不足額ノ請求ヲ受クル者ノ営業所又ハ住所ノ所在地力其請求ヲ為ス者ノ営業所又ハ住所ノ所在地ト異ナル場合ニ於ケル償還額ノ算定ニ付キ之ヲ準用ス

第614条 質入証券ノ所持人カ弁済期ニ至リ支払ヲ受ケサリシ場合ニ於テ拒絶証書ヲ作ラシメサリシトキ又ハ拒絶証書作成ノ日ヨリ2週間内ニ寄託物ノ競売ヲ請求セサリシトキハ裏書人ニ対スル請求権ヲ失フ

第615条 質入証券所持人ノ預証券所持人ニ対スル請求権ハ弁済期ヨリ1年質入証券裏書人ニ対スル請求権ハ寄託物ニ付キ弁済ヲ受ケタル日ヨリ6个月質入証券裏書人ノ其前者ニ対スル請求権ハ償還ヲ為シタル日ヨリ6个月ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第616条 寄託者又ハ預証券ノ所持人ハ営業時間内何時ニテモ倉庫営業者ニ対シテ寄託物ノ点検若クハ其見本ノ摘出ヲ求メ又ハ其保存ニ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

- 2 質入証券ノ所持人ハ営業時間内何時ニテモ倉庫営業者ニ対シテ寄託物ノ点検ヲ求ムルコトヲ得

第617条 倉庫営業者ハ自己又ハ其使用人カ受寄物ノ保管ニ関シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ其滅失又ハ毀損ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第618条 倉庫営業者ハ受寄物出庫ノ時ニ非サレハ保管料及ヒ立替金其他受寄物ニ関スル費用ノ支払ヲ請求スルコトヲ得ス但受寄物ノ一部出庫ノ場合ニ於テハ割合ニ応シテ其支払ヲ請求スルコトヲ得

第619条 当事者カ保管ノ期間ヲ定メサリシトキハ倉庫営業者ハ受寄物入庫ノ日ヨリ6个月ヲ経過シタル後ニ非サレハ其返還ヲ為スコトヲ得ス但己ムコトヲ得サル事由アルトキハ此限ニ在ラス

第620条 預証券及ヒ質入証券ヲ作りタル場合ニ於テハ之ト引換ニ非サレハ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第621条 預証券ノ所持人ハ質入証券ニ記載シタル債権ノ弁済期前ト雖モ其債権ノ全額及ヒ弁済期マテノ利息ヲ倉庫営業者ニ供託シテ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第622条 寄託物カ同種類ニシテ同一ノ品質ヲ有シ且分割スルコトヲ得ヘキ物ナルトキハ預証券ノ所持人ハ債権額ノ一部及ヒ其弁済期マテノ利息ヲ供託シ其割合ニ応シテ

寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫營業者ハ供託ヲ受ケタル金額及ヒ返還シタル寄託物ノ数量ヲ預証券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

- 2 前項ニ定メタル寄託物ノ一部出庫ニ関スル費用ハ預証券ノ所持人之ヲ負担ス

第 6 2 3 条 前 2 条ノ場合ニ於テ質入証券ノ所持人ノ権利ハ供託金ノ上ニ存在ス

- 2 第 6 1 2 条ノ規定ハ前条第 1 項ノ供託金ヲ以テ質入証券ニ記載シタル債権ノ一部ヲ弁済シタル場合ニ之ヲ準用ス

第 6 2 4 条 第 5 2 4 条第 1 項及ヒ第 2 項ノ規定ハ寄託者又ハ預証券ノ所持人カ寄託物ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テ質入証券ノ所持人ノ権利ハ競売代金ノ上ニ存在ス

- 2 第 6 1 1 条及ヒ第 6 1 2 条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第 6 2 5 条 第 5 8 8 条ノ規定ハ倉庫營業者ニ之ヲ準用ス

第 6 2 6 条 寄託物ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル倉庫營業者ノ責任ハ出庫ノ日ヨリ 1 年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

- 2 前項ノ期間ハ寄託物ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ倉庫營業者カ預証券ノ所持人、若シ其所持人カ知レサルトキハ寄託者ニ対シテ其滅失ノ通知ヲ発シタル日ヨリ之ヲ起算ス
- 3 前 2 項ノ規定ハ倉庫營業者ニ悪意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第 6 2 7 条 倉庫營業者ハ寄託者ノ請求アルトキハ預証券及ヒ質入証券ニ代ヘテ倉荷証券ヲ交付スルコトヲ要ス

- 2 倉荷証券ニハ預証券ニ関スル規定ヲ準用ス

第 6 2 8 条 倉荷証券ヲ以テ質権ノ目的ト為シタル場合ニ於テ質権者ノ承諾アルトキハ寄託者ハ債権ノ弁済期前ト雖モ寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫營業者ハ返還シタル寄託物ノ種類、品質及ヒ数量ヲ倉荷証券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第 6 2 9 条～第 6 8 3 条 削除

第 3 編 海商

第 1 章 船舶及ヒ船舶所有者

第 6 8 4 条 本法ニ於テ船舶トハ商行為ヲ為ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

- 2 本編ノ規定ハ端舟其他櫓權ノミヲ以テ運転シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運転スル舟

二八之ヲ適用セス

第685条 船舶ノ属具目録ニ記載シタル物ハ其従物ト推定ス

第686条 船舶所有者ハ特別法ノ定ムル所ニ従ヒ登記ヲ為シ且船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ要ス

○2 前項ノ規定ハ総噸数20噸未滿ノ船舶ニ八之ヲ適用セス

第687条 船舶所有権ノ移転ハ其登記ヲ為シ且船舶国籍証書ニ之ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第688条 航海中ニ在ル船舶ノ所有権ヲ譲渡シタル場合ニ於テ特約ナキトキハ其航海ニ因リテ生スル損益ハ譲受人ニ歸スヘキモノトス

第689条 差押及ヒ仮差押ノ執行（仮差押ノ登記ヲ為ス方法ニ依ルモノヲ除ク）ハ発航ノ準備ヲ終ハリタル船舶ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ得ス但其船舶カ発航ヲ為ス為メニ生シタル債務ニ付テハ此限ニ在ラス

第690条 船舶所有者ハ船長其他ノ船員ガ其職務ヲ行フニ当タリ故意又ハ過失ニ因リテ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ

第691条及び第692条 削除

第693条 船舶共有者ノ間ニ在リテハ船舶ノ利用ニ関スル事項ハ各共有者ノ持分ノ価格ニ従ヒ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第694条 船舶共有者ハ其持分ノ価格ニ応シ船舶ノ利用ニ関スル費用ヲ負担スルコトヲ要ス

第695条 船舶共有者カ新ニ航海ヲ為シ又ハ船舶ノ大修繕ヲ為スヘキコトヲ決議シタルトキハ其決議ニ対シテ異議アル者ハ他ノ共有者ニ対シ相当代価ヲ以テ自己ノ持分ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

○2 前項ノ請求ヲ為サント欲スル者ハ決議ノ日ヨリ3日內ニ他ノ共有者又ハ船舶管理人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス但此期間ハ決議ニ加ハラサリシ者ニ付テハ其決議ノ通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第696条 船舶共有者ハ其持分ノ価格ニ応シ船舶ノ利用ニ付テ生シタル債務ヲ弁済スル責ニ任ス

第697条 損益ノ分配ハ毎航海ノ終ニ於テ船舶共有者ノ持分ノ価格ニ応シテ之ヲ為ス

第698条 船舶共有者間ニ組合關係アルトキト雖モ各共有者ハ他ノ共有者ノ承諾ヲ得スシテ其持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得但船舶管理人ハ此限ニ在ラス

第699条 船舶共有者ハ船舶管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

- 2 船舶共有者ニ非サル者ヲ船舶管理人ト為スニハ共有者全員ノ同意アルコトヲ要ス
- 3 船舶管理人ノ選任及ヒ其代理權ノ消滅ハ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第700条 船舶管理人ハ左ニ掲ケタル行為ヲ除ク外船舶共有者ニ代ハリテ船舶ノ利用ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス權限ヲ有ス

- 一 船舶ノ讓渡若クハ賃貸ヲ為シ又ハ之ヲ抵当ト為スコト
- 二 船舶ヲ保險ニ付スルコト
- 三 新ニ航海ヲ為スコト
- 四 船舶ノ大修繕ヲ為スコト
- 五 借財ヲ為スコト
- 2 船舶管理人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第701条 船舶管理人ハ特ニ帳簿ヲ備ヘ之ニ船舶ノ利用ニ関スル一切ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 2 船舶管理人ハ每航海ノ終ニ於テ遲滞ナク其航海ニ関スル計算ヲ為シテ各船舶共有者ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第702条 船舶共有者ノ持分ノ移轉又ハ其国籍喪失ニ因リテ船舶カ日本ノ国籍ヲ喪失スヘキトキハ他ノ共有者ハ相当代価ヲ以テ其持分ヲ買取り又ハ其競売ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

- 2 社員ノ持分ノ移轉ニ因リ会社ノ所有ニ屬スル船舶カ日本ノ国籍ヲ喪失スヘキトキハ合名会社ニ在テハ他ノ社員、合資会社ニ在テハ他ノ無限責任社員ハ相当代価ヲ以テ其持分ヲ買取ルコトヲ得

第703条 船舶ノ賃貸借ハ之ヲ登記シタルトキハ爾後其船舶ニ付キ物權ヲ取得シタル者ニ対シテモ其効カヲ生ス

第704条 船舶ノ賃借人カ商行為ヲ為ス目的ヲ以テ其船舶ヲ航海ノ用ニ供シタルトキハ其利用ニ関スル事項ニ付テハ第三者ニ対シテ船舶所有者ト同一ノ權利義務ヲ有ス

- 2 前項ノ場合ニ於テ船舶ノ利用ニ付キ生シタル先取特權ハ船舶所有者ニ対シテモ其効カヲ生ス但先取特權者カ其利用ノ契約ニ反スルコトヲ知レルトキハ此限ニ在ラス

第2章 船長

第705条 船長ハ其職務ヲ行フニ付キ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ船舶所有者、備船者、荷送人其他ノ利害關係人ニ対シテ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

- 2 船長ハ船舶所有者ノ指図ニ従ヒタルトキト雖モ船舶所有者以外ノ者ニ対シテハ前項ニ定メタル責任ヲ免ルルコトヲ得ス

第706条 海員カ其職務ヲ行フニ当タリ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ船長ハ監督ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第707条 船長カ已ムコトヲ得サル事由ニ因リテ自ラ船舶ヲ指揮スルコト能ハサルトキハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外他人ヲ選任シテ自己ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得此場合ニ於テハ船長ハ其選任ニ付キ船舶所有者ニ対シテ其責ニ任ス

第708条 削除

第709条 船長ハ属具目録及ヒ運送契約ニ関スル書類ヲ船中ニ備ヘ置クコトヲ要ス

- 2 前項ノ属具目録ハ外国ニ航行セサル船舶ニ限り国土交通省令ヲ以テ之ヲ備フルコトヲ要セサルモノト定ムルコトヲ得

第710条及び第711条 削除

第712条 船長ハ航海中最モ利害關係人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ積荷ノ処分ヲ為スコトヲ要ス

- 2 利害關係人ハ船長ノ行為ニ因リ其積荷ニ付テ生シタル債權ノ為メ之ヲ債權者ニ委付シテ其責ヲ免ルルコトヲ得但利害關係人ニ過失アリタルトキハ此限ニ在ラス

第713条 船籍港外ニ於テハ船長ハ航海ノ為メニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス

- 2 船籍港ニ於テハ船長ハ特ニ委任ヲ受ケタル場合ヲ除ク外海員ノ雇入及ヒ雇止ヲ為ス権限ノミヲ有ス

第714条 船長ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第715条 船長ハ船舶ノ修繕費、救助料其他航海ヲ繼續スルニ必要ナル費用ヲ支弁スル為メニ非サレハ左ニ掲ケタル行為ヲ為スコトヲ得ス

- 一 船舶ヲ抵当ト為スコト
- 二 借財ヲ為スコト
- 三 積荷ノ全部又ハ一部ヲ売却又ハ質入スルコト但第712条第1項ノ場合ハ此限ニ在ラス

- 2 船長カ積荷ヲ売却又ハ質入シタル場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ其積荷ノ到達スヘカリシ時ニ於ケル陸揚港ノ価格ニ依リテ之ヲ定ム但其價格中ヨリ支払フコトヲ要セサリシ費用ヲ控除スルコトヲ要ス

第 7 1 6 条 削除

第 7 1 7 条 船籍港外ニ於テ船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルトキハ船長ハ管海官庁ノ認可ヲ得テ之ヲ競売スルコトヲ得

- 第 7 1 8 条 左ノ場合ニ於テハ船舶ハ修繕スルコト能ハサルニ至リタルモノト看做ス
- 一 船舶カ其現在地ニ於テ修繕ヲ受クルコト能ハス且其修繕ヲ為スヘキ地ニ到ルコト能ハサルトキ
 - 二 修繕費カ船舶ノ価額ノ 4 分ノ 3 ニ超ユルトキ
- 2 前項第 2 号ノ価額ハ船舶カ航海中毀損シタル場合ニ於テハ其発航ノ時ニ於ケル価額トシ其他ノ場合ニ於テハ其毀損前ニ有セシ価額トス

第 7 1 9 条 船長ハ航海ヲ繼續スル為メ必要ナルトキハ積荷ヲ航海ノ用ニ供スルコトヲ得此場合ニ於テハ第 7 1 5 条第 2 項ノ規定ヲ準用ス

- 第 7 2 0 条 船長ハ遅滞ナク航海ニ関スル重要ナル事項ヲ船舶所有者ニ報告スルコトヲ要ス
- 2 船長ハ每航海ノ終ニ於テ遅滞ナク其航海ニ関スル計算ヲ為シテ船舶所有者ノ承認ヲ求メ又船舶所有者ノ請求アルトキハ何時ニテモ計算ノ報告ヲ為スコトヲ要ス

- 第 7 2 1 条 船舶所有者ハ何時ニテモ船長ヲ解任スルコトヲ得但正当ノ理由ナクシテ之ヲ解任シタルトキハ船長ハ船舶所有者ニ対シ解任ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得
- 2 船長カ船舶共有者ナル場合ニ於テ其意ニ反シテ解任セラレタルトキハ他ノ共有者ニ対シ相当代価ヲ以テ自己ノ持分ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得
 - 3 船長カ前項ノ請求ヲ為サント欲スルトキハ遅滞ナク他ノ共有者又ハ船舶管理人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第 7 2 2 条～第 7 3 6 条 削除

第 3 章 運送

第 1 節 物品運送

第 1 款 総則

第 7 3 7 条 船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタルトキハ各当事者ハ相手

方ノ請求ニ因リ運送契約書ヲ交付スルコトヲ要ス

第738条 船舶所有者ハ傭船者又ハ荷送人ニ対シ発航ノ当時船舶カ安全ニ航海ヲ為スニ堪フルコトヲ担保ス

第739条 船舶所有者ハ特約ヲ為シタルトキト雖モ自己ノ過失、船員其他ノ使用人ノ悪意若クハ重大ナル過失又ハ船舶カ航海ニ堪ヘサルニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

第740条 法令ニ違反シ又ハ契約ニ依ラスシテ船積シタル運送品ハ船長ニ於テ何時ニテモ之ヲ陸揚シ、若シ船舶又ハ積荷ニ危害ヲ及ホス虞アルトキハ之ヲ放棄スルコトヲ得但船長カ之ヲ運送スルトキハ其船積ノ地及ヒ時ニ於ケル同種ノ運送品ノ最高ノ運送賃ヲ請求スルコトヲ得

○2 前項ノ規定ハ船舶所有者其他ノ利害関係人カ損害賠償ノ請求ヲ為スコトヲ妨ケス

第741条 船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ運送品ヲ船積スルニ必要ナル準備カ整頓シタルトキハ船舶所有者ハ遅滞ナク傭船者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

○2 傭船者カ運送品ヲ船積スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ハ前項ノ通知アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ船積シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキト雖モ相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得

○3 前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ船積ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス

第742条 船長カ第三者ヨリ運送品ヲ受取ルヘキ場合ニ於テ其者ヲ確知スルコト能ハサルトキ又ハ其者カ運送品ヲ船積セサルトキハ船長ハ直チニ傭船者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ船積期間内ニ限り傭船者ニ於テ運送品ヲ船積スルコトヲ得

第743条 傭船者ハ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキト雖モ船長ニ対シテ発航ノ請求ヲ為スコトヲ得

○2 傭船者カ前項ノ請求ヲ為シタルトキハ運送賃ノ全額ノ外運送品ノ全部ヲ船積セサルニ因リテ生シタル費用ヲ支払ヒ尚ホ船舶所有者ノ請求アルトキハ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス

第744条 船積期間経過ノ後ハ傭船者カ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキト雖モ船長ハ直チニ発航ヲ為スコトヲ得

○2 前条第2項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第745条 発航前ニ於テハ傭船者ハ運送賃ノ半額ヲ支払ヒテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

○2 往復航海ヲ為スヘキ場合ニ於テ傭船者カ其帰航ノ発航前ニ契約ノ解除ヲ為シタル

トキハ運送賃ノ三分ノ二ヲ支払フコトヲ要ス他港ヨリ船積港ニ航行スヘキ場合ニ於テ傭船者カ其船積港ヲ発スル前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキ亦同シ

- 3 運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタル後前2項ノ規定ニ從ヒテ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其船積及ヒ陸揚ノ費用ハ傭船者之ヲ負担ス
- 4 傭船者カ船積期間内ニ運送品ノ船積ヲ為ササリシトキハ契約ノ解除ヲ為シタルモノト看做ス

第746条 傭船者カ前条ノ規定ニ從ヒテ契約ノ解除ヲ為シタルトキト雖モ附随ノ費用及ヒ立替金ヲ支払フ責ヲ免ルルコトヲ得ス

- 2 前条第2項ノ場合ニ於テハ傭船者ハ前項ニ掲ケタルモノノ外運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フコトヲ要ス

第747条 発航後ニ於テハ傭船者ハ運送賃ノ全額ヲ支払フ外第753条第1項ニ定メタル債務ヲ弁済シ且陸揚ノ為メニ生スヘキ損害ヲ賠償シ又ハ相当ノ担保ヲ供スルニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス

第748条 船舶ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ傭船者カ他ノ傭船者及ヒ荷送人ト共同セスシテ発航前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス但船舶所有者カ他ノ運送品ヨリ得タル運送賃ハ之ヲ控除ス

- 2 発航前ト雖モ傭船者カ既ニ運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタルトキハ他ノ傭船者及ヒ荷送人ノ同意ヲ得ルニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス
- 3 前7条ノ規定ハ船舶ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第749条 箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタルトキハ荷送人ハ船長ノ指図ニ從ヒ遅滞ナク運送品ヲ船積スルコトヲ要ス

- 2 荷送人カ運送品ノ船積ヲ怠リタルトキハ船長ハ直チニ発航ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ荷送人ハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス但船舶所有者カ他ノ運送品ヨリ得タル運送賃ハ之ヲ控除ス

第750条 第748条ノ規定ハ荷送人カ契約ノ解除ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第751条 傭船者又ハ荷送人ハ船積期間内ニ運送ニ必要ナル書類ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス

第752条 船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ運送品ヲ陸揚スルニ必要ナル準備カ整頓シタルトキハ船長ハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

- 2 運送品ヲ陸揚スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ハ前項ノ通知アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ陸揚シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキト雖モ相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得

- 3 前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ陸揚ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス
- 4 箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタルトキハ荷受人ハ船長ノ指図ニ従ヒ遅滞ナク運送品ヲ陸揚スルコトヲ要ス

第 7 5 3 条 荷受人力運送品ヲ受取リタルトキハ運送契約又ハ船荷証券ノ趣旨ニ従ヒ運送賃、附随ノ費用、立替金、碇泊料及ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フ義務ヲ負フ

- 2 船長ハ前項ニ定メタル金額ノ支払ト引換ニ非サレハ運送品ヲ引渡スコトヲ要セス

第 7 5 4 条 荷受人力運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ船長ハ之ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

- 2 荷受人ヲ確知スルコト能ハサルトキ又ハ荷受人力運送品ヲ受取ルコトヲ拒ミタルトキハ船長ハ運送品ヲ供託スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ遅滞ナク傭船者又ハ荷送人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第 7 5 5 条 運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品引渡ノ當時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム

第 7 5 6 条 期間ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積著手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日マテノ期間ニ依リテ之ヲ定ム但船舶力不可抗力ニ因リテ発航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊ヲ為スヘキトキ又ハ航海ノ途中ニ於テ船舶ヲ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入セス第 7 4 1 条第 2 項又ハ第 7 5 2 条第 2 項ノ場合ニ於テ船積期間又ハ陸揚期間經過ノ後運送品ノ船積又ハ陸揚ヲ為シタル日数亦同シ

第 7 5 7 条 船舶所有者ハ第 7 5 3 条第 1 項ニ定メタル金額ノ支払ヲ受クル為メ裁判所ノ許可ヲ得テ運送品ヲ競売スルコトヲ得

- 2 前項ノ許可ニ係ル事件ハ同項ノ運送品ノ所在地ノ地方裁判所之ヲ管轄ス
- 3 船長力荷受人ニ運送品ヲ引渡シタル後ト雖モ船舶所有者ハ其運送品ノ上ニ權利ヲ行使スルコトヲ得但引渡ノ日ヨリ 2 週間ヲ經過シタルトキ又ハ第三者力其占有ヲ取得シタルトキハ此限ニ在ラス

第 7 5 8 条 船舶所有者力前条ニ定メタル權利ヲ行ハサルトキハ傭船者又ハ荷送人ニ対スル請求権ヲ失フ但傭船者又ハ荷送人ハ其受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ヲ為スコトヲ要ス

第 7 5 9 条 船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ傭船者力更ニ第三者ト運送契約ヲ為シタルトキハ其契約ノ履行力船長ノ職務ニ属スル範圍内ニ於テハ船舶所有者ノミ其第三者ニ対シテ履行ノ責ニ任ス

第 7 6 0 条 船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テハ其契約ハ左ノ事由

二因リテ終了ス

一 船舶ガ沈没シタルコト

二 船舶ガ修繕スルコト能ハザルニ至リタルコト

三 船舶ガ捕獲セラレタルコト

四 運送品カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルコト

- 2 前項第 1 号乃至第 3 号ニ掲ケタル事由カ航海中ニ生シタルトキハ傭船者ハ運送ノ割合ニ応シ運送品ノ価格ヲ超エサル限度ニ於テ運送賃ヲ支払フコトヲ要ス

第 7 6 1 条 航海又ハ運送カ法令ニ反スルニ至リタルトキ其他不可抗力ニ因リテ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルニ至リタルトキハ各当事者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

- 2 前項ニ掲ケタル事由カ発航後ニ生シタル場合ニ於テ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ傭船者ハ運送ノ割合ニ応シテ運送賃ヲ支払フコトヲ要ス

第 7 6 2 条 第 7 6 0 条第 1 項第 4 号及ヒ前条第 1 項ニ掲ケタル事由カ運送品ノ一部ニ付テ生シタルトキハ傭船者ハ船舶所有者ノ負担ヲ重カラシメサル範囲内ニ於テ他ノ運送品ヲ船積スルコトヲ得

- 2 傭船者カ前項ニ定メタル権利ヲ行ハント欲スルトキハ遅滞ナク運送品ノ陸揚又ハ船積ヲ為スコトヲ要ス若シ其陸揚又ハ船積ヲ怠リタルトキハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス

第 7 6 3 条 第 7 6 0 条及ヒ第 7 6 1 条ノ規定ハ船舶ノ一部又ハ箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ之ヲ準用ス

- 2 第 7 6 0 条第 1 項第 4 号及ヒ第 7 6 1 条第 1 項ニ掲ケタル事由カ運送品ノ一部ニ付テ生シタルトキト雖モ傭船者又ハ荷送人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス

第 7 6 4 条 船舶所有者ハ左ノ場合ニ於テハ運送賃ノ全額ヲ請求スルコトヲ得

- 一 船長カ第 7 1 5 条第 1 項ノ規定ニ従ヒテ積荷ヲ売却又ハ質入シタルトキ
二 船長カ第 7 1 9 条ノ規定ニ従ヒテ積荷ヲ航海ノ用ニ供シタルトキ
三 船長カ第 7 8 8 条ノ規定ニ従ヒテ積荷ヲ処分シタルトキ

第 7 6 5 条 船舶所有者ノ傭船者、荷送人又ハ荷受人ニ対スル債権ハ 1 年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第 7 6 6 条 第 5 6 6 条、第 5 7 6 条乃至第 5 8 1 条及ヒ第 5 8 8 条ノ規定ハ船舶所有者ニ之ヲ準用ス

第 2 款 船荷証券

第767条 船長ハ傭船者又ハ荷送人ノ請求ニ因リ運送品ノ船積後遲滞ナク1通又ハ数通ノ船荷証券ヲ交付スルコトヲ要ス

第768条 船舶所有者ハ船長以外ノ者ニ船長ニ代ハリテ船荷証券ヲ交付スルコトヲ委任スルコトヲ得

第769条 船荷証券ニハ左ノ事項ヲ記載シ船長又ハ之ニ代ハル者署名スルコトヲ要ス

- 一 船舶ノ名称及ヒ国籍
- 二 船長カ船荷証券ヲ作ラサルトキハ船長ノ氏名
- 三 運送品ノ種類、重量若クハ容積及ヒ其荷造ノ種類、箇數並ニ記号
- 四 傭船者又ハ荷送人ノ氏名又ハ商号
- 五 荷受人ノ氏名若クハ商号
- 六 船積港
- 七 陸揚港但発航後傭船者又ハ荷送人カ陸揚港ヲ指定スヘキトキハ其之ヲ指定スヘキ港
- 八 運送賃
- 九 數通ノ船荷証券ヲ作りタルトキハ其員數
- 十 船荷証券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第770条 傭船者又ハ荷送人ハ船長又ハ之ニ代ハル者ノ請求ニ因リ船荷証券ノ謄本ニ署名シテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

第771条 陸揚港ニ於テハ船長ハ數通ノ船荷証券中ノ1通ノ所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタルトキト雖モ其引渡ヲ拒ムコトヲ得ス

第772条 陸揚港外ニ於テハ船長ハ船荷証券ノ各通ノ返還ヲ受クルニ非サレハ運送品ヲ引渡スコトヲ得ス

第773条 2人以上ノ船荷証券所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタルトキハ船長ハ遲滞ナク運送品ヲ供託シ且請求ヲ為シタル各所持人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス船長カ第771条ノ規定ニ依リテ運送品ノ一部ヲ引渡シタル後他ノ所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタル場合ニ於テ其殘部ニ付キ亦同シ

第774条 2人以上ノ船荷証券所持人アル場合ニ於テ其1人カ他ノ所持人ニ先チテ船長ヨリ運送品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ他ノ所持人ノ船荷証券ハ其効力ヲ失フ

第775条 2人以上ノ船荷証券所持人アル場合ニ於テ船長カ未タ運送品ノ引渡ヲ為ササルトキハ原所持人カ最モ先ニ發送シ又ハ引渡シタル証券ヲ所持スル者他ノ所持人ニ先チテ其權利ヲ行フ

第 7 7 6 条 第 5 7 2 条乃至第 5 7 5 条及ヒ第 5 8 4 条ノ規定ハ船荷証券ニ之ヲ準用ス

第 2 節 旅客運送

第 7 7 7 条 記名ノ乗船切符ハ之ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得ス

第 7 7 8 条 旅客ノ航海中ノ食料ハ船舶所有者ノ負担トス

第 7 7 9 条 旅客カ契約ニ依リ船中ニ携帯スルコトヲ得ル手荷物ニ付テハ船舶所有者ハ特約アルニ非サレハ別ニ運送賃ヲ請求スルコトヲ得ス

第 7 8 0 条 旅客カ乗船時期マテニ船舶ニ乗込マサルトキハ船長ハ発航ヲ為シ又ハ航海ヲ繼續スルコトヲ得此場合ニ於テハ旅客ハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス

第 7 8 1 条 発航前ニ於テハ旅客ハ運送賃ノ半額ヲ支払ヒテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得
○ 2 発航後ニ於テハ旅客ハ運送賃ノ全額ヲ支払フニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス

第 7 8 2 条 旅客カ発航前ニ死亡、疾病其他 1 身ニ関スル不可抗力ニ因リテ航海ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキハ船舶所有者ハ運送賃ノ 4 分ノ 1 ヲ請求スルコトヲ得
○ 2 前項ニ掲ケタル事由カ発航後ニ生シタルトキハ船舶所有者ハ其選択ニ從ヒ運送賃ノ 4 分ノ 1 ヲ請求シ又ハ運送ノ割合ニ応シテ運送賃ヲ請求スルコトヲ得

第 7 8 3 条 航海ノ途中ニ於テ船舶ヲ修繕スヘキトキハ船舶所有者ハ其修繕中旅客ニ相当ノ住居及ヒ食料ヲ供スルコトヲ要ス但旅客ノ権利ヲ害セサル範囲内ニ於テ他ノ船舶ヲ以テ上陸港マテ旅客ヲ運送スルコトヲ提供シタルトキハ此限ニ在ラス

第 7 8 4 条 旅客運送契約ハ第 7 6 0 条第 1 項第 1 号乃至第 3 号ニ掲ケタル事由ニ因リテ終了ス若シ其事由カ航海中ニ生シタルトキハ旅客ハ運送ノ割合ニ応シテ運送賃ヲ支払フコトヲ要ス

第 7 8 5 条 旅客カ死亡シタルトキハ船長ハ最モ其相続人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ其船中ニ在ル手荷物ノ処分ヲ為スコトヲ要ス

第 7 8 6 条 第 5 9 0 条、第 5 9 1 条第 1 項、第 5 9 2 条、第 7 3 8 条、第 7 3 9 条、第 7 6 1 条及ヒ第 7 6 5 条ノ規定ハ海上ノ旅客運送ニ之ヲ準用ス
○ 2 第 7 4 0 条及ヒ第 7 6 4 条ノ規定ハ旅客ノ手荷物ニ之ヲ準用ス

第 7 8 7 条 旅客運送ヲ為ス為メ船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テハ船舶所有者ト備船者トノ關係ニ付テハ前節第 1 款ノ規定ヲ準用ス

第 4 章 海損

第 7 8 8 条 船長カ船舶及ヒ積荷ヲシテ共同ノ危険ヲ免レシムル為メ船舶又ハ積荷ニ付キ為シタル処分ニ因リテ生シタル損害及ヒ費用ハ之ヲ共同海損トス

- 2 前項ノ規定ハ危険カ過失ニ因リテ生シタル場合ニ於テ利害關係人ノ過失者ニ對スル求償ヲ妨ケス

第 7 8 9 条 共同海損ハ之ニ因リテ保存スルコトヲ得タル船舶又ハ積荷ノ價格ト運送賃ノ半額ト共同海損タル損害ノ額トノ割合ニ応シテ各利害關係人之ヲ分担ス

第 7 9 0 条 共同海損ノ分担額ニ付テハ船舶ノ價格ハ到達ノ地及ヒ時ニ於ケル價格トシ積荷ノ價格ハ陸揚ノ地及ヒ時ニ於ケル價格トス但積荷ニ付テハ其價格中ヨリ滅失ノ場合ニ於テ支払フコトヲ要セサル運送賃其他ノ費用ヲ控除スルコトヲ要ス

第 7 9 1 条 前 2 条ノ規定ニ依リ共同海損ヲ分担スヘキ者ハ船舶ノ到達又ハ積荷ノ引渡ノ時ニ於テ現存スル価額ノ限度ニ於テノミ其責ニ任ス

第 7 9 2 条 船舶ニ備附ケタル武器、船員ノ給料、船員及ヒ旅客ノ食料並ニ衣類ハ共同海損ノ分担ニ付キ其価額ヲ算入セス但此等ノ物ニ加ヘタル損害ハ他ノ利害關係人之ヲ分担ス

第 7 9 3 条 船荷証券其他積荷ノ價格ヲ評定スルニ足ルヘキ書類ナクシテ船積シタル荷物又ハ属具目録ニ記載セサル属具ニ加ヘタル損害ハ利害關係人ニ於テ之ヲ分担スルコトヲ要セス

- 2 甲板ニ積込ミタル荷物ニ加ヘタル損害亦同シ但沿岸ノ小航海ニ在リテハ此限ニ在ラス
- 3 前 2 項ニ掲ケタル積荷ノ利害關係人ト雖モ共同海損ヲ分担スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

第 7 9 4 条 共同海損タル損害ノ額ハ到達ノ地及ヒ時ニ於ケル船舶ノ價格又ハ陸揚ノ地及ヒ時ニ於ケル積荷ノ價格ニ依リテ之ヲ定ム但積荷ニ付テハ其滅失又ハ毀損ノ為メ支払フコトヲ要セサリシ一切ノ費用ヲ控除スルコトヲ要ス

- 2 第 5 7 8 条ノ規定ハ共同海損ノ場合ニ之ヲ準用ス

第 7 9 5 条 船荷証券其他積荷ノ價格ヲ評定スルニ足ルヘキ書類ニ積荷ノ実価ヨリ低キ価額ヲ記載シタルトキハ其積荷ニ加ヘタル損害ノ額ハ其記載シタル価額ニ依リテ之ヲ

定ム

- 2 積荷ノ実価ヨリ高キ価額ヲ記載シタルトキハ其積荷ノ利害關係人ハ其記載シタル価額ニ応シテ共同海損ヲ分担ス
- 3 前 2 項ノ規定ハ積荷ノ価格ニ影響ヲ及ホスヘキ事項ニ付キ虚偽ノ記載ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第 7 9 6 条 第 7 8 9 条ノ規定ニ依リテ利害關係人カ共同海損ヲ分担シタル後船舶、其属具若クハ積荷ノ全部又ハ一部カ其所有者ニ復シタルトキハ其所有者ハ償金中ヨリ救助料及ヒ一部滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル損害ノ額ヲ控除シタルモノヲ返還スルコトヲ要ス

第 7 9 7 条 船舶カ双方ノ船員ノ過失ニ因リテ衝突シタル場合ニ於テ双方ノ過失ノ輕重ヲ判定スルコト能ハサルトキハ其衝突ニ因リテ生シタル損害ハ各船舶ノ所有者平分シテ之ヲ負担ス

第 7 9 8 条 共同海損又ハ船舶ノ衝突ニ因リテ生シタル債権ハ 1 年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

- 2 前項ノ期間ハ共同海損ニ付テハ其計算終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第 7 9 9 条 本章ノ規定ハ船舶カ不可抗力ニ因リ発航港又ハ航海ノ途中ニ於テ碇泊ヲ為ス為メニ要スル費用ニ之ヲ準用ス

第 5 章 海難救助

第 8 0 0 条 船舶又ハ積荷ノ全部又ハ一部カ海難ニ遭遇セル場合ニ於テ義務ナクシテ之ヲ救助シタル者ハ其結果ニ対シテ相当ノ救助料ヲ請求スルコトヲ得

第 8 0 1 条 救助料ニ付キ特約ナキ場合ニ於テ其額ニ付キ争アルトキハ危険ノ程度、救助ノ結果、救助ノ為メニ要シタル労力及ヒ費用其他一切ノ事情ヲ斟酌シテ裁判所之ヲ定ム

第 8 0 2 条 海難ニ際シ契約ヲ以テ救助料ヲ定メタル場合ニ於テ其額カ著シク不相当ナルトキハ当事者ハ其増加又ハ減少ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス

第 8 0 3 条 救助料ノ額ハ特約ナキトキハ救助セラレタル物ノ価額ニ超ユルコトヲ得ス

- 2 先順位ノ先取特権アルトキハ救助料ノ額ハ先取特権者ノ債権額ヲ控除シタル残額ニ超ユルコトヲ得ス

第804条 数人カ共同シテ救助ヲ為シタル場合ニ於テ救助料分配ノ割合ニ付テハ第801条ノ規定ヲ準用ス

- 2 人命ノ救助ニ従事シタル者モ亦前項ノ規定ニ從ヒテ救助料ノ分配ヲ受クルコトヲ得

第805条 救助ニ従事シタル船舶カ汽船ナルトキハ救助料ノ3分ノ2、帆船ナルトキハ其2分ノ1ヲ船舶所有者ニ支払ヒ其残額ハ折半シテ之ヲ船長及ヒ海員ニ支払フコトヲ要ス

- 2 前項ノ規定ニ依リテ海員ニ支払フヘキ金額ノ分配ハ船長之ヲ行フ此場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス
- 3 前2項ノ規定ニ反スル契約ハ無効トス

第806条 船長カ前条第2項ノ規定ニ依リ救助料ノ分配ヲ為スニハ航海ヲ終ハルマテニ分配案ヲ作り之ヲ海員ニ告示スルコトヲ要ス

第807条 海員カ前条ノ分配案ニ對シテ異議ノ申立ヲ為サントスルトキハ其告示アリタル後異議ノ申立ヲ為スコトヲ得ル最初ノ港ノ管海官庁ニ之ヲ為スコトヲ要ス

- 2 管海官庁ハ異議ヲ理由アリトスルトキハ分配案ヲ更正スルコトヲ得
- 3 船長ハ異議ノ落著前ニハ救助料ノ支払ヲ為スコトヲ得ス

第808条 船長カ分配案ノ作成ヲ怠リタルトキハ管海官庁ハ海員ノ請求ニ因リ船長ニ對シテ分配案ノ作成ヲ命スルコトヲ得

- 2 船長カ前項ノ命令ニ從ハサルトキハ管海官庁ハ分配案ヲ作ルコトヲ得

第809条 左ノ場合ニ於テハ救助者ハ救助料ヲ請求スルコトヲ得ス

- 一 故意又ハ過失ニ因リテ海難ヲ惹起シタルトキ
- 二 正当ノ事由ニ因リテ救助ヲ拒マレタルニ拘ハラス強ヒテ之ニ従事シタルトキ
- 三 救助シタル物品ヲ隠匿シ又ハ濫ニ之ヲ処分シタルトキ

第810条 救助者ハ其債權ニ付キ救助シタル積荷ノ上ニ先取特權ヲ有ス

- 2 前項ノ先取特權ニハ船舶債權者ノ先取特權ニ關スル規定ヲ準用ス

第811条 船長ハ救助料ノ債務者ニ代ハリテ其支払ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス權限ヲ有ス

- 2 救助料ニ關スル訴ニ於テハ船長ハ自ラ原告又ハ被告ト為ルコトヲ得但其訴ニ付キ言渡シタル判決ハ救助料ノ債務者ニ對シテモ其効カヲ有ス

第812条 積荷ノ所有者ハ救助セラレタル物ヲ以テ救助料ヲ支払フ義務ヲ負フ

第813条 積荷ノ上ニ存スル先取特權ハ債務者カ其積荷ヲ第三取得者ニ引渡シタル後ハ

其積荷ニ付キ之ヲ行フコトヲ得ス

第 8 1 4 条 救助料ノ請求権ハ救助ヲ為シタル時ヨリ 1 年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第 6 章 保険

第 8 1 5 条 海上保険契約ハ航海ニ関スル事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ノ填補ヲ以テ其目的トス

- 2 海上保険契約ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外保険法（平成 2 0 年法律第 5 6 号）第 2 章第 1 節乃至第 4 節及ビ第 6 節並ニ第 5 章ノ規定ヲ適用ス

第 8 1 6 条 保険者ハ本章又ハ保険契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外保険期間中保険ノ目的ニ付キ航海ニ関スル事故ニ因リテ生シタル一切ノ損害ヲ填補スル責ニ任ス

第 8 1 7 条 保険者ハ被保険者カ支払フヘキ共同海損ノ分担額ヲ填補スル責ニ任ス但保険価額ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ保険者ノ負担ハ保険金額ノ保険価額ニ対スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

第 8 1 8 条 船舶ノ保険ニ付テハ保険者ノ責任カ始マル時ニ於ケル其価額ヲ以テ保険価額トス

第 8 1 9 条 積荷ノ保険ニ付テハ其船積ノ地及ヒ時ニ於ケル其価額及ヒ船積並ニ保険ニ関スル費用ヲ以テ保険価額トス

第 8 2 0 条 積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益又ハ報酬ノ保険ニ付テハ契約ヲ以テ保険価額ヲ定メサリシトキハ保険金額ヲ以テ保険価額トシタルモノト推定ス

第 8 2 1 条 1 航海ニ付キ船舶ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ保険者ノ責任ハ荷物又ハ底荷ノ船積ニ著手シタル時ヲ以テ始マル

- 2 荷物又ハ底荷ノ船積ヲ為シタル後船舶ヲ保険ニ付シタルトキハ保険者ノ責任ハ契約成立ノ時ヲ以テ始マル
- 3 前 2 項ノ場合ニ於テ保険者ノ責任ハ到達港ニ於テ荷物又ハ底荷ノ陸揚カ終了シタル時ヲ以テ終ハル但其陸揚カ不可抗力ニ因ラスシテ遅延シタルトキハ其終了スヘカリシ時ヲ以テ終ハル

第 8 2 2 条 積荷ヲ保険ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ保険者ノ責任ハ其積荷カ陸地ヲ離レタル時ヲ以テ始マリ陸揚港ニ於テ其陸揚カ終了シタル時ヲ以テ終ハル

○ 2 前条第 3 項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第 8 2 3 条 海上保険証券ニハ保険法第 6 条第 1 項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 船舶ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ其船舶ノ名称、国籍並ニ種類、船長ノ氏名及ヒ発航港、到達港又ハ寄航港ノ定アルトキハ其港名

二 積荷ヲ保険ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ船舶ノ名称、国籍並ニ種類、船積港及ヒ陸揚港

第 8 2 4 条 保険者ノ責任カ始マル前ニ於テ航海ヲ変更シタルトキハ保険契約ハ其効力ヲ失フ

○ 2 保険者ノ責任カ始マリタル後航海ヲ変更シタルトキハ保険者ハ其変更後ノ事故ニ付キ責任ヲ負フコトナシ但其変更力保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リタルトキハ此限ニ在ラス

○ 3 到達港ヲ変更シ其実行ニ著手シタルトキハ保険シタル航路ヲ離レサルトキト雖モ航海ヲ変更シタルモノト看做ス

第 8 2 5 条 被保険者カ発航ヲ為シ若クハ航海ヲ継続スルコトヲ怠リ又ハ航路ヲ変更シ其他著シク危険ヲ変更若クハ増加シタルトキハ保険者ハ其変更又ハ増加以後ノ事故ニ付キ責任ヲ負フコトナシ但其変更又ハ増加力事故ノ発生ニ影響ヲ及ホササリシトキ又ハ保険者ノ負担ニ帰スヘキ不可抗力若クハ正当ノ理由ニ因リテ生シタルトキハ此限ニ在ラス

第 8 2 6 条 保険契約中ニ船長ヲ指定シタルトキト雖モ船長ノ変更ハ契約ノ効力ニ影響ヲ及ホサス

第 8 2 7 条 積荷ヲ保険ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テ船舶ヲ変更シタルトキハ保険者ハ其変更以後ノ事故ニ付キ責任ヲ負フコトナシ但其変更力保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リタルトキハ此限ニ在ラス

第 8 2 8 条 保険契約ヲ為スニ当タリ荷物ヲ積込ムヘキ船舶ヲ定メサリシ場合ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ其荷物ヲ船積シタルコトヲ知リタルトキハ遅滞ナク保険者ニ対シテ船舶ノ名称及ヒ国籍ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス

○ 2 保険契約者又ハ被保険者カ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ保険契約ハ其効力ヲ失フ

第 8 2 9 条 保険者ハ左ニ掲ケタル損害又ハ費用ヲ填補スル責ニ任セス

一 保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保険契約者若クハ被保険者ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害

二 船舶又ハ運送賃ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テ発航ノ当時安全ニ航海ヲ為スニ必

要ナル準備ヲ為サス又ハ必要ナル書類ヲ備ヘサルニ因リテ生シタル損害

三 積荷ヲ保険ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テ傭船者、荷送人又ハ荷受人ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害

四 水先案内料、入港料、燈台料、検疫料其他船舶又ハ積荷ニ付キ航海ノ為メニ出タシタル通常ノ費用

第830条 共同海損ニ非サル損害又ハ費用カ其計算ニ関スル費用ヲ算入セスシテ保険価額ノ100分ノ2ヲ超工サルトキハ保険者ハ之ヲ填補スル責ニ任セス

- 2 右ノ損害又ハ費用カ保険価額ノ100分ノ2ヲ超工タルトキハ保険者ハ其全額ヲ支払フコトヲ要ス
- 3 前2項ノ規定ハ当事者カ契約ヲ以テ保険者ノ負担セサル損害又ハ費用ノ割合ヲ定メタル場合ニ之ヲ準用ス
- 4 前3項ニ定メタル割合ハ各航海ニ付キ之ヲ計算ス

第831条 保険ノ目的タル積荷カ毀損シテ陸揚港ニ到達シタルトキハ保険者ハ其積荷カ毀損シタル状況ニ於ケル価額ノ毀損セサル状況ニ於テ有スヘカリシ価額ニ対スル割合ヲ以テ保険価額ノ一部ヲ填補スル責ニ任ス

第832条 航海ノ途中ニ於テ不可抗力ニ因リ保険ノ目的タル積荷ヲ売却シタルトキハ其売却ニ依リテ得タル代価ノ中ヨリ運送賃其他ノ費用ヲ控除シタルモノト保険価額トノ差ヲ以テ保険者ノ負担トス但保険価額ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テ保険法第19条ノ適用ヲ妨ケス

- 2 前項ノ場合ニ於テ買主力代価ヲ支払ハサルトキハ保険者ハ其支払ヲ為スコトヲ要ス但其支払ヲ為シタルトキハ被保険者ノ買主ニ対シテ有セル権利ヲ取得ス

第833条 左ノ場合ニ於テハ被保険者ハ保険ノ目的ヲ保険者ニ委付シテ保険金額ノ全部ヲ請求スルコトヲ得

- 一 船舶カ沈没シタルトキ
- 二 船舶ノ行方カ知レサルトキ
- 三 船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルトキ
- 四 船舶又ハ積荷カ捕獲セラレタルトキ
- 五 船舶又ハ積荷カ官ノ処分ニ依リテ押収セラレ6个月間解放セラレサルトキ

第834条 船舶ノ存否カ6个月間分明ナラサルトキハ其船舶ハ行方ノ知レサルモノトス

- 2 保険期間ノ定アル場合ニ於テ其期間カ前項ノ期間内ニ経過シタルトキト雖モ被保険者ハ委付ヲ為スコトヲ得但船舶カ保険期間内ニ滅失セサリシコトノ証明アリタルトキハ其委付ハ無効トス

第835条 第833条第3号ノ場合ニ於テ船長カ遅滞ナク他ノ船舶ヲ以テ積荷ノ運送ヲ

継続シタルトキハ被保険者ハ其積荷ヲ委付スルコトヲ得ス

第836条 被保険者力委付ヲ為サント欲スルトキハ3个月内ニ保険者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

- 2 前項ノ期間ハ第833条第1号、第3号及ヒ第4号ノ場合ニ於テハ被保険者力其事由ヲ知リタル時ヨリ之ヲ起算ス
- 3 再保険ノ場合ニ於テハ第1項ノ期間ハ其被保険者力自己ノ被保険者ヨリ委付ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

第837条 委付ハ単純ナルコトヲ要ス

- 2 委付ハ保険ノ目的ノ全部ニ付テ之ヲ為スコトヲ要ス但委付ノ原因力其一部ニ付テ生シタルトキハ其部分ニ付テノミ之ヲ為スコトヲ得
- 3 保険価額ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ委付ハ保険金額ノ保険価額ニ対スル割合ニ応シテ之ヲ為スコトヲ得

第838条 保険者力委付ヲ承認シタルトキハ後日其委付ニ対シテ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第839条 保険者ハ委付ニ因リ被保険者力保険ノ目的ニ付キ有セル一切ノ権利ヲ取得ス

- 2 被保険者力委付ヲ為シタルトキハ保険ノ目的ニ関スル証書ヲ保険者ニ交付スルコトヲ要ス

第840条 被保険者ハ委付ヲ為スニ当タリ保険者ニ対シ保険ノ目的ニ関スル他ノ保険契約並ニ其負担ニ属スル債務ノ有無及ヒ其種類ヲ通知スルコトヲ要ス

- 2 保険者ハ前項ノ通知ヲ受クルマテハ保険金額ノ支払ヲ為スコトヲ要セス
- 3 保険金額ノ支払ニ付キ期間ノ定アルトキハ其期間ハ保険者力第1項ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

第841条 保険者力委付ヲ承認セサルトキハ被保険者ハ委付ノ原因ヲ証明シタル後ニ非サレハ保険金額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得ス

第841条ノ2 本章ノ規定ハ相互保険ニ之ヲ準用ス但其性質ガ之ヲ許サザルトキハ此限ニ在ラズ

第7章 船舶債権者

第842条 左ニ掲ケタル債権ヲ有スル者ハ船舶、其属具及ヒ未タ受取ラサル運送賃ノ上ニ先取特権ヲ有ス

- 一 船舶並ニ其属具ノ競売ニ関スル費用及ヒ競売手続開始後ノ保存費

- 二 最後ノ港ニ於ケル船舶及ヒ其属具ノ保存費
- 三 航海ニ関シ船舶ニ課シタル諸税
- 四 水先案内料及ヒ挽船料
- 五 救助料及ヒ船舶ノ負担ニ属スル共同海損
- 六 航海継続ノ必要ニ因リテ生シタル債権
- 七 雇傭契約ニ因リテ生シタル船長其他ノ船員ノ債権
- 八 船舶カ其売買又ハ製造ノ後未タ航海ヲ為ササル場合ニ於テ其売買又ハ製造並ニ艤装ニ因リテ生シタル債権及ヒ最後ノ航海ノ為メニスル船舶ノ艤装、食料並ニ燃料ニ関スル債権

第843条 船舶債権者ノ先取特権ハ運送賃ニ付テハ其先取特権ノ生シタル航海ニ於ケル運送賃ノ上ニノミ存在ス

第844条 船舶債権者ノ先取特権カ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先権ノ順位ハ第842条ニ掲ケタル順序ニ従フ但同条第4号乃至第6号ノ債権間ニ在リテハ後ニ生シタルモノノ前ニ生シタルモノニ先ツ

- 2 同一順位ノ先取特権者数人アルトキハ各其債権額ノ割合ニ応シテ弁済ヲ受ク但第842条第4号乃至第6号ノ債権カ同時ニ生セサリシ場合ニ於テハ後ニ生シタルモノノ前ニ生シタルモノニ先ツ
- 3 先取特権カ数回ノ航海ニ付テ生シタル場合ニ於テハ前2項ノ規定ニ拘ハラス後ノ航海ニ付テ生シタルモノノ前ノ航海ニ付テ生シタルモノニ先ツ

第845条 船舶債権者ノ先取特権ト他ノ先取特権ト競合スル場合ニ於テハ船舶債権者ノ先取特権ハ他ノ先取特権ニ先ツ

第846条 船舶所有者カ其船舶ヲ讓渡シタル場合ニ於テハ讓受人ハ其讓渡ヲ登記シタル後先取特権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其債権ノ申出ヲ為スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ1个月ヲ下ルコトヲ得ス

- 2 先取特権者カ前項ノ期間内ニ其債権ノ申出ヲ為ササリシトキハ其先取特権ハ消滅ス

第847条 船舶債権者ノ先取特権ハ其発生後1年ヲ経過シタルトキハ消滅ス

- 2 第842条第8号ノ先取特権ハ船舶ノ発航ニ因リテ消滅ス

第848条 登記シタル船舶ハ之ヲ以テ抵当権ノ目的ト為スコトヲ得

- 2 船舶ノ抵当権ハ其属具ニ及フ
- 3 船舶ノ抵当権ニハ不動産ノ抵当権ニ関スル規定ヲ準用ス此場合ニ於テハ民法第384条第1号中「抵当権を實行して競売の申立てをしないとき」トアルハ「抵当権の實行としての競売の申立て若しくはその提供を承諾しない旨の第三取得者に対する通知をせず、又はその通知をした債権者が抵当権の實行としての競売の申立てを

することができるに至った後1週間以内にこれをしないとき」ト読替フルモノトス

第849条 船舶ノ先取特権ハ抵当権ニ先チテ之ヲ行フコトヲ得

第850条 登記シタル船舶ハ之ヲ以テ質権ノ目的ト為スコトヲ得ス

第851条 本章ノ規定ハ製造中ノ船舶ニ之ヲ準用ス

附則 (明治44年5月3日法律第73号) 抄

第1条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第2条 本法ノ規定ハ本法施行ノ日ヨリ其施行前ニ生シタル事項ニモ亦之ヲ適用ス但従前ノ規定ニ依リテ生シタル効力ヲ妨ケス

附則 (昭和12年8月14日法律第79号) 抄

第67条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第68条

- 3 商法第575条及第5編第2章第2節ハ之ヲ削除ス但シ商法其ノ他ノ法令ノ規定ノ適用上之二依ルベキ場合ニ於テハ仍其ノ効力ヲ有ス

附則 (昭和13年4月5日法律第72号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和22年4月16日法律第61号) 抄

第33条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

附則 (昭和22年9月1日法律第100号) 抄

第1条 この法律は、第10章の規定を除いて、公布の日からこれを施行する。

附則 (昭和22年12月22日法律第223号) 抄

第29条 この法律は、昭和23年1月1日から、これを施行する。

附則 (昭和23年7月12日法律第148号)

第1条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第2条 この附則で、新法とは、この法律による改正後の規定をいい、旧法とは、従前の規定をいう。

第3条 新法施行の際、株金全額の払込の完了していない株式に関しては、新法施行後もなお旧法を適用する。新法施行前に行われた設立又は資本増加の際引受のあった株式で、一時に全額を払込ませないものに関しても、また同様である。

2 前項に定めるものの外、新法施行前に生じた事項については、旧法を適用する。

第4条 前条第1項に規定する株式については、会社は新法施行の日から2年以内に株金全額払込済のものとするため、株金の払込をなさしめ、又は資本を減少する等必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する期間内に、同項に定める措置を講じなかった場合における措置に関しては、別に法律を以てこれを定める。

第5条 旧法第297条第1項第2項及び第301条第1項第10号の規定は、株金全額の払込の完了していない株式のある会社の社債の発行に関しては、新法施行後も、なおその効力を有する。

第6条 新法施行の際、他の法令中に商法の規定を準用する旨定めた規定がある場合においては、その規定は、既に引受のあった株式又は出資についてのみ新法施行後もなお旧法を準用するものとし、その限りにおいて旧法はなおその効力を有する。

附則 (昭和24年5月31日法律第137号) 抄

1 この法律は、昭和24年6月1日から施行する。

9 登記所がすべき公告は、当分の間官報とするものとする。但し、登記事項の公告は、当分の間しない。

10 商法第12条の規定の適用については、登記の時に登記及び公告があったものとみなす。

附則 (昭和25年5月10日法律第167号) 抄

1 この法律は、昭和26年7月1日から施行する。

4 この法律施行前に成立した株式会社が既に発行した株式及びこの法律施行後発行する額面株式については、第202条第2項の改正規定にかかわらず、改正前の同条同項の規定を適用する。

附則 (昭和25年12月20日法律第290号)

この法律は、新法の施行の日から施行する。

附則 (昭和26年6月8日法律第209号)

この法律は、昭和26年7月1日から施行する。

附則 (昭和26年6月8日法律第213号) 抄

1 この法律は、昭和26年7月1日から施行する。

附則（昭和27年7月31日法律第268号）抄

1 この法律は、昭和27年8月1日から施行する。

附則（昭和30年6月30日法律第28号）抄

1 この法律は、昭和30年7月1日から施行する。

2 この法律による改正後の商法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、従前の商法によって生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に定めた新株の引受権に関する定款の規定の不備は、会社の設立、新株の発行、合併、組織変更又は定款の他の規定の効力を妨げない。

4 この法律の施行前に定めた株主の新株の引受権に関する定款の規定は、この法律の施行の際における会社が発行する株式の総数のうち未発行の部分について、その効力を有する。ただし、その定款の規定を廃止し、又は変更することを妨げない。

5 この法律の施行前に定めた株主以外の者の新株の引受権に関する定款の規定は、この法律の施行後はその効力を有しない。ただし、この法律の施行前に申込があった新株の引受権については、従前の例による。

附則（昭和33年4月15日法律第62号）抄

1 この法律は、昭和34年1月1日から施行する。

附則（昭和33年4月30日法律第106号）

この法律は、昭和33年7月1日から施行する。

附則（昭和37年4月20日法律第82号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、昭和38年4月1日から施行する。

（定義）

第2条 この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の商法をいい、「旧法」とは、従前の商法をいう。

（原則）

第3条 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法によって生じた効力を妨げない。

（清算終了の登記）

第4条 新法第119条ノ2（新法第147条で準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に財産の処分を完了した場合には適用しない。

（帳簿等の保存）

第5条 この法律の施行前に解散の登記をした合名会社又は合資会社については、この法律の施行後も、なお旧法第143条（旧法第147条で準用する場合を含む。）の規定を適用する。

（所在不明株主等）

第6条 この法律の施行の際、株主名簿に記載した株主若しくは質権者の住所又は株主若しくは質権者が会社に通知した住所にあてて発した通知及び催告が継続して3年をこえる期間到達していないときは、その期間のうち3年をこえる部分は、新法第224条ノ2第1項（同条第3項で準用する場合を含む。）の期間に算入しない。

（新株の効力発生日）

第7条 この法律の施行前に新株の発行の決議があったときは、この法律の施行後も、なお旧法第280条ノ9の規定を適用する。

（株式会社の計算）

第8条 この法律の施行の際現に存する株式会社のこの法律の施行後最初に到来する決算期以前の決算期に関する計算については、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、新法第288条ノ2第2項の規定の適用を妨げない。

第9条 新法第285条ノ2、第285条ノ3及び第285条ノ5から第285条ノ7までの規定の適用については、この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期以前に取得し、又は製作した資産は、その決算期において附することができる最高額（その額の範囲内で別に附した価額があるときは、その価額）をもって、その決算期の翌日に取得し、又は製作したものとみなす。

第10条 新法第286条ノ2、第286条ノ3又は第286条ノ5に規定する貸借対照表の資産の部に計上することができる金額で、この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期以前に支出したもののについては、その金額からその決算期以前にこれらの規定が適用されたならば償却すべきであった額の最少額を控除した金額を、その決算期の次の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、これらの規定による償却期間からすでに経過した期間を控除した期間内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2 前項の場合においては、同項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額（社債発行のために必要な費用の額を除く。）は、新法第290条第1項の規定の適用については、新法第286条ノ2又は第286条ノ3の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額とみなす。

（合併の場合の貸借対照表の備置き）

第11条 新法第408条ノ2の規定は、同条第1項に規定する株主総会の会日がこの法

律の施行後2週間以内である場合には、適用しない。

(罰則)

第12条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和38年7月9日法律第126号)

この法律は、商業登記法の施行の日(昭和39年4月1日)から施行する。ただし、第7条中商法第210条第4号、第280条ノ4第2項及び第498条第1項第9号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和41年6月14日法律第83号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和41年7月1日から施行する。ただし、商法第188条第2項第5号、第205条、第213条から第221条まで、第223条第1項、第229条、第284条ノ2及び第498条第1項第16号の改正規定、同法第226条の次に1条を加える改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、昭和42年4月1日から、同法第341条ノ6の改正規定、同条を同法第341条ノ7とし、同法第341条ノ5の次に1条を加える改正規定並びに次項及び附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律による改正後の商法(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いては、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、従前の商法(以下「旧法」という。)の規定によって生じた効力を妨げない。
- 3 昭和42年4月1日前における株式の移転又は株券の取得については、同日以後も、なお旧法第205条及び第229条の規定を適用する。ただし、同日以後の株券の占有につき新法第205条第2項の規定を適用することを妨げない。
- 4 昭和42年4月1日前に発行された株券を同日以後に取得した者が、裏書の連続又は株式の譲渡を証する書面の整否につき調査をしなかった場合においても、新法第229条の規定の適用については、その調査をしなかったことをもって、悪意又は重大な過失があったものとするとはできない。
- 5 新法第239条第6項及び第239条ノ2の規定(新法第180条第3項及び第413条第3項において準用する場合を含む。)は、この法律の施行の日から起算して2週間内の日を会日とする株主総会又は創立総会における議決権の行使については、適用しない。
- 6 この法律の施行前に新株の発行の決議があったときは、その新株の発行に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた旧法第280条ノ2第2項の決議において定めた株式の発行に関しても、同様とする。
- 7 新法第341条ノ6第2項の規定は、同項の一定の日がこの法律の公布の前であるときは、適用しない。

附則（昭和41年7月1日法律第111号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和49年4月2日法律第21号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、商法第209条第1項、第240条第2項、第256条ノ3、第280条ノ2第1項、第280条ノ6第3号、第280条ノ7、第288条ノ2、第293条ノ2、第293条ノ3第3項、第293条ノ4第2項、第341条ノ2、第341条ノ7、第379条第1項及び第498条ノ2の各改正規定、同法第256条ノ4を削る改正規定、同法第280条ノ9の次に1条を加える改正規定、同法第341条ノ2の次に4条を加える改正規定、同法第406条ノ2の次に1条を加える改正規定並びに次条、附則第5条及び第10条から第13条までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置の原則）

第2条 この法律による改正後の商法の規定は、特別の定めがある場合を除いては、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の商法の規定によって生じた効力を妨げない。

（商業帳簿等に関する経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に商人である者がこの法律の施行後最初に到来する改正後の商法第33条の一定の時期（会社にあつては、決算期をいう。以下この条及び次条において同じ。）以前において作成すべき商業帳簿及びその附属明細書並びに当該一定の時期以前においてする計算及び当該一定の時期に関する計算に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（流動資産及び固定資産の評価に関する経過措置）

第4条 改正後の商法第34条第1号及び第2号の規定の適用については、この法律の施行の際現に株式会社以外の商人である者がこの法律の施行後最初に到来する改正後の商法第33条の一定の時期以前に取得し、又は製作した資産は、当該一定の時期において附することができる最高価額（その額の範囲内で別に附した価額があるときは、その価額）をもって、当該一定の時期の翌日に取得し、又は製作したものとみなす。

（累積投票に関する経過措置）

第5条 商法第256条ノ3の改正規定及び同法第256条ノ4を削る改正規定の施行の際現に取締役の選任について累積投票によらないことを定めた定款には、発行済株

式の総数の4分の1以上に当たる株式を有する株主が累積投票によるべきことを求めることができる旨の定めがあるものとみなす。ただし、発行済株式の総数の4分の1以下の割合以上に当たる株式を有する株主がその請求をすることができる旨の定めがある場合は、この限りでない。

(会社と取締役又は清算人との間の訴えについての会社代表に関する経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に存する株式会社が取締役若しくは清算人に対し、又は取締役若しくは清算人がその会社に対して提起する訴えについて会社を代表すべき者に関しては、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(監査役に関する経過措置)

第7条 この法律の施行の際現に存する株式会社の監査役で、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任するものに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の定時総会の終結の際現に在任する監査役は、同項の定時総会の終結と同時に退任する。

(定時総会の招集の通知に添付すべき書類に関する経過措置)

第8条 改正後の商法第283条第2項の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期以前の決算期に関する定時総会については、適用しない。

(子会社の株式の評価に関する経過措置)

第9条 この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期において附則第3条の規定によりなおその例によるものとされる改正前の商法第285条ノ6第2項において準用する同法第285条ノ2第2項の規定により子会社の株式に時価を附した場合には、改正後の商法第285条ノ6第1項及び同条第2項において準用する同法第285条ノ2第1項ただし書の規定の適用については、その附した時価を取得価額とみなす。

(株式による配当に関する経過措置)

第10条 商法第293条ノ2の改正規定の施行前に株主総会の招集に関する取締役会の決議があった場合において、その株主総会の決議をもって利益の配当の全部又は一部を新たに発行する株式をもってするとき、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(転換社債の発行に関する経過措置)

第11条 転換社債に関する改正規定の施行前に転換社債の発行の決議があったときは、その転換社債の発行に関しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(資本の減少に関する経過措置)

第12条 商法第379条第1項の改正規定の施行前に資本の減少の決議があったときは、その資本の減少に関しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(休眠会社に関する特例)

第13条 昭和49年10月1日において、最後の登記をした後10年を経過している株式会社は、その日に解散したものとみなす。

2 改正後の商法第406条ノ3第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 商業登記法(昭和38年法律第125号)第91条の2の規定は、第1項の規定による解散の登記について準用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第14条 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和50年12月27日法律第94号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に発生した事故により生じた損害に基づく債権については適用せず、この法律の施行前に生じた債権及びこの法律の施行前に発生した事故によりこの法律の施行後に生じた損害に基づく債権については、なお従前の例による。

附則 (昭和54年3月30日法律第5号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、民事執行法(昭和54年法律第4号)の施行の日(昭和55年10月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附則 (昭和56年6月9日法律第74号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和57年10月1日から施行する。ただし、第1条中商法目次の改正規定及び同法第2編第4章第5節に1款を加える改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の原則)

第2条 この法律による改正後の商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）及び有限会社法の規定（罰則を除く。）は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前のこれらの法律によって生じた効力を妨げない。

(子会社が有する親会社の株式又は持分に関する経過措置)

第4条 この法律の施行の際改正後の商法第211条ノ2（改正後の有限会社法第24条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する子会社が改正後の商法第211条ノ2に規定する親会社の株式又は持分を有しているときは、その子会社は、相当の時期に、その株式又は持分の処分をしなければならない。

2 改正後の商法第498条第1項第12号及び第2項並びに改正後の有限会社法第85条第1項第7号及び第2項の規定は、前項の規定に違反して株式又は持分の処分をしなかった場合について準用する。

(株券の記載事項に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前に発行された株券の記載事項に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(株主総会の決議の取消しの訴え等に関する経過措置)

第7条 この法律の施行前に株主総会若しくは創立総会又は社員総会の決議があった場合においては、その決議の取消し、変更又は不存在若しくは無効の確認を請求する訴えに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(取締役等の資格に関する経過措置)

第8条 この法律の施行の際現に在任する取締役、監査役及び清算人については、改正後の商法第254条ノ2第1号及び第2号（同法第280条第1項及び第430条第2項並びに有限会社法第32条、第34条及び第75条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この法律の施行後最初に招集される株主総会の終結の時までは、適用しない。ただし、この法律の施行後に改正後の商法第254条ノ2第1号又は第2号に該当することとなったものについては、この限りでない。

2 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者に係る取締役、監査役及び清算人の資格に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(取締役がする会社の営業の部類に属する取引に関する経過措置)

第9条 この法律の施行前に改正前の商法第264条第1項の規定による株主総会の認許があった場合においては、その認許に係る取引に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(取締役会社間の取引に関する経過措置)

第10条 改正後の商法第265条第3項の規定は、この法律の施行前にした同条第1項の取引については、適用しない。

(新株の発行等に関する経過措置)

第11条 この法律の施行前に新株の発行の決議があった場合においては、その新株の発行に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前に株式の分割の決議があった場合のその株式の分割に関しても、同様とする。

(決算期に取締役が作成すべき書類等に関する経過措置)

第12条 この法律の施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に取締役が作成すべき書類及びその決算期に係る計算に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(株主権の行使に関する利益の供与の禁止に関する経過措置)

第13条 改正後の商法第294条ノ2の規定は、この法律の施行前にした行為については、適用しない。

(転換社債の転換の場合の資本に関する経過措置)

第14条 この法律の施行前に転換社債の発行の決議があった場合においては、その転換社債の転換により増加すべき資本に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第27条 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成元年12月22日法律第91号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成2年6月29日法律第64号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の原則)

第2条 この法律による改正後の商法及び有限会社法の規定（罰則を除く。）は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前のこれらの法律によって生じた効力を妨げない。

（業務執行停止等の仮処分に関する経過措置）

第3条 この法律の施行前に社員の業務若しくは取締役、監査役若しくは清算人の職務の執行を停止し、又は社員の業務代行者若しくは取締役、監査役若しくは清算人の職務代行者を選任する仮処分の申請があった場合においては、その仮処分の事件及び仮処分に関する登記並びにその業務代行者又は職務代行者の権限に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（設立に関する経過措置）

第4条 この法律の施行前に定款の認証を受けた場合においては、その定款に係る株式会社又は有限会社の設立に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（株式会社の資本の額の制限に関する経過措置）

第5条 この法律の施行の際現に存する株式会社又はこの法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立する株式会社で、その資本の額が1000万円に満たないものについては、改正後の商法第168条ノ4の規定は、この法律の施行後5年間は、適用しない。

2 前項に規定する株式会社は、同項の期間内に限り、株主総会の決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。

3 法務大臣は、第1項の期間が満了したときは、登記された資本の額が1000万円に満たない株式会社は次条第1項に規定する登記の申請をしないときは同項の規定により解散したものとみなされることとなる旨を官報で公告しなければならない。この場合において、登記所は、その株式会社に対し、その公告があったことの通知を発しなければならない。

4 商法第100条、有限会社法第61条第1項及び第66条並びに改正後の有限会社法第64条第1項ただし書、第2項、第3項及び第5項、第64条ノ2並びに第64条ノ3の規定は、第2項の規定による組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第66条中「有限会社ニ付テハ第13条第2項ニ定ムル登記」とあるのは、「合名会社ニ付テハ商法第64条第1項ニ定ムル登記、合資会社ニ付テハ同法第149条第1項ニ定ムル登記」と読み替えるものとする。

5 改正後の商法第210条第4号及び商法第211条の規定は、前項において準用する改正後の有限会社法第64条ノ2の規定による株式の買取りについて準用する。

（株式会社が最低資本金に達しない場合の措置）

第6条 前条第3項に規定する株式会社が同項の公告の日から起算して2月を経過する日までに資本の額を1000万円以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社若し

くは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないときは、その株式会社は、その日に解散したものとみなす。

- 2 前項の規定により解散したものとみなされた会社は、そのみなされた日から起算して3年以内に限り、商法第343条に定める決議により会社を継続することができる。この場合において、その会社は、資本の額を1000万円以上とし、又は組織を変更して有限会社、合名会社若しくは合資会社とするまでの間は、当該資本の額又は組織の変更の目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- 3 前項の規定による会社の継続は、同項の期間内に、その資本の額を1000万円以上とせず、かつ、その組織を変更して有限会社、合名会社又は合資会社としなかったときは、その効力を失う。
- 4 前条第2項、第4項及び第5項の規定は、第2項の規定により継続した会社が同項の期間内にその組織を変更して合名会社又は合資会社とする場合について準用する。
- 5 第2項の規定による継続の登記の申請と資本の額の変更の登記又は組織を変更した場合にすべき登記の申請とは、同時にしなければならない。
- 6 商業登記法（昭和38年法律第125号）第91条の2の規定は、第1項の規定による解散の登記について準用する。

（組織変更の登記の申請書の添付書類等）

第7条 附則第5条第2項（前条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により合名会社に組織を変更した場合の合名会社についてする登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 定款

二 商業登記法第67条第2号及び第93条第1項第5号に掲げる書面

- 2 附則第5条第2項の規定により合資会社に組織を変更した場合の合資会社についてする登記の申請書には、前項各号に掲げる書類のほか、商業登記法第74条の書面を添付しなければならない。
- 3 商業登記法第71条及び第73条の規定は、前2項に規定する場合について準用する。

（組織変更に係る罰則）

第8条 会社の業務を執行する社員若しくはその業務代行者又は株式会社の取締役若しくは商法第258条第2項、改正前の商法第270条第1項若しくは改正後の商法第188条第3項において準用する商法第67条ノ2の取締役の職務代行者が次の各号の一に該当するときは、100万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 附則第5条第4項（附則第6条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する有限会社法第66条の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

二 附則第5条第4項において準用する改正後の有限会社法第64条第2項又は第

64条ノ3の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 附則第5条第4項において準用する商法第100条の規定に違反して組織変更をしたとき。

四 附則第5条第5項（附則第6条第4項において準用する場合を含む。）において準用する商法第211条の規定に違反して株式の処分をすることを怠ったとき。

（株式等の譲渡承認請求等に関する経過措置）

第9条 この法律の施行前にその譲渡につき取締役会の承認を要する株式又は有限会社の持分の譲渡の承認又は取得に係る買受人指定の請求があった場合においては、その請求に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（質権に関する経過措置）

第10条 この法律の施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に関する定時総会において改正前の商法第293条ノ2第1項の規定による株式をもってする配当の決議があった場合又はこの法律の施行前に同法第293条ノ3第2項若しくは第293条ノ3ノ2第1項の規定による株式の発行の決議があった場合においては、その決議の前に株式について設定された質権に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（株式分割等に関する経過措置）

第11条 この法律の施行前に決議があった株式の分割又は準備金の全部若しくは一部を資本に組み入れた場合若しくは額面株式の発行価額中券面額を超えて資本に組み入れた部分がある場合の株式の発行に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（無記名式の株券に関する経過措置）

第12条 この法律の施行前に発行されている無記名式の株券に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（議決権のない株式に関する経過措置）

第13条 定款をもって議決権がないものとされる株式については、この法律の施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に関する定時総会に係る議決権に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（株主の新株引受権等に関する経過措置）

第14条 この法律の施行前に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する会社において新株、転換社債又は新株引受権付社債の発行の決議があった場合においては、その会社の株主に係る引受権に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(新株発行の場合の現物出資に関する経過措置)

第15条 この法律の施行前に新株の発行の決議があった場合においては、その新株に係る現物出資に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(利益準備金の積立てに関する経過措置)

第16条 この法律の施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に株式会社又は有限会社が利益準備金として積み立てるべき金額に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(利益の処分に関する経過措置)

第17条 この法律の施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式会社の利益の処分に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(組織変更に関する経過措置)

第23条 この法律の施行前に決議があった株式会社又は有限会社の組織変更に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第25条 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成5年6月14日法律第62号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の原則)

第2条 改正後の商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律及び担保附社債信託法の規定(罰則を除く。)は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前のこれらの法律によって生じた効力を妨げない。

(代表訴訟に関する経過措置)

第3条 この法律の施行前に商法第267条第2項又は第3項(これらの規定を同法又は他の法律において準用する場合を含む。)の訴えが提起された場合においては、その訴訟の目的の価額の算定に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(監査役の任期に関する経過措置)

第4条 この法律の施行の際現に存する株式会社の監査役でこの法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(旧社債に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前に社債（担保付社債を除く。以下この条、次条及び附則第14条において同じ。）の募集の決議があった場合においては、その社債に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(旧社債の社債権者集会に関する経過措置)

第6条 前条に規定する場合においても、この法律の施行後に招集手続が開始される社債の社債権者集会に関しては、同条の規定にかかわらず、改正後の商法第321条ノ2、第324条、第329条及び第339条の規定を適用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「社債管理会社」とあるのは、「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第12条 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成6年6月29日法律第66号）

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の商法及び有限会社法の規定（罰則を除く。）は、次項に定めるものを除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前のこれらの法律によって生じた効力を妨げない。

3 改正後の商法第210条第5号、第210条ノ3第1項及び第2項並びに第212条ノ2第1項及び第3項（これらの規定を改正後の有限会社法第24条第1項において準用する場合を含む。）並びに改正後の商法第210条ノ2第1項の規定は、この法律の施行前に株主総会又は社員総会の招集の手続が開始された場合における自己の株式又は持分の取得については、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成9年5月21日法律第56号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成9年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定、第175条の改正規定、第2編第4章第3節ノ2の次に1節を加える改正規定及び第414条の改正規定並びに附則第6条及び第7条の規定
平成9年10月1日

(経過措置)

第2条 この法律の施行前に定時総会の招集の手続が開始された場合におけるその定時総会の決議に係る自己の株式の取得については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第3条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成9年6月6日法律第71号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成9年12月3日法律第107号)

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附則 (平成10年6月15日法律第107号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成10年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

- 三 第1条中証券取引法第130条第2項第4号を削る改正規定、同項第5号の改正規定(「前各号」を「前3号」に改める部分に限る。)、同号を同項第4号とする改正規定及び同法第131条の改正規定並びに附則第176条の規定
平成10年12月1日から平成11年12月31日までの範囲内において政令で定める日

附則（平成11年8月13日法律第125号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第1条中商法第285条ノ4、第285条ノ5第2項、第285条ノ6第2項及び第3項、第290条第1項並びに第293条ノ5第3項の改正規定並びに附則第6条中農林中央金庫法（大正12年法律第42号）第23条第3項及び第24条第1項の改正規定、附則第7条中商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）第39条ノ3第3項及び第40条ノ2第1項の改正規定、附則第9条中農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第52条第1項の改正規定、附則第10条中証券取引法（昭和23年法律第25号）第53条第3項の改正規定及び同条第4項を削る改正規定、附則第11条中水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第56条第1項の改正規定、附則第12条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第5条の5の次に1条を加える改正規定及び同法第12条第1項の改正規定、附則第13条中船主相互保険組合法（昭和25年法律第177号）第42条第1項の改正規定、附則第16条中信用金庫法（昭和26年法律第238号）第55条の3第3項及び第57条第1項の改正規定、附則第18条中労働金庫法（昭和28年法律第227号）第61条第1項の改正規定、附則第23条中銀行法（昭和56年法律第59号）第17条の2第3項の改正規定及び同条第4項を削る改正規定、附則第26条の規定、附則第27条中保険業法（平成7年法律第105号）第15条に1項を加える改正規定、同法第55条第1項及び第2項、第112条第1項並びに第112条の2第3項の改正規定、同条第4項を削る改正規定、同法第115条第2項、第118条第1項、第119条及び第199条の改正規定並びに同法附則第59条第2項及び附則第90条第2項を削る改正規定、附則第29条中株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成9年法律第55号）第7条第2項の改正規定並びに附則第31条中特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第101条第1項及び第102条第3項の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

（監査報告書に関する経過措置）

第2条 この法律の施行前に終了した営業年度について作成すべき監査報告書の記載事項に関しては、なお従前の例による。農林中央金庫、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会をいう。次条において同じ。）、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会並びに相互会社（保険業法第2条第5項に規定する相互会社をいう。次条において同じ。）についての、この法律の施行前に終了した事業年度について作成すべき監査報告書の記載事項に関しても、同様とする。

(金銭債権等の評価に関する経過措置)

第3条 附則第1条ただし書に掲げる改正規定の施行前に開始した営業年度の決算期における金銭債権、社債その他の債券及び株式その他の出資による持分の評価(以下この条において「金銭債権等の評価」という。)に関しては、なお従前の例による。次の各号に掲げる金銭債権等の評価に関しても、同様とする。

- 一 農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、船主相互保険組合、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会についての、附則第1条ただし書に掲げる改正規定の施行前に開始した事業年度終了の日における金銭債権等の評価
- 二 証券投資法人(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第1項に規定する証券投資法人をいう。)についての、附則第1条ただし書に掲げる改正規定の施行前に開始した営業期間(同法第133条第2項に規定する営業期間をいう。)の決算期における金銭債権等の評価
- 三 相互会社についての、附則第1条ただし書に掲げる改正規定の施行前に開始した事業年度の決算期における金銭債権等の評価

附則 (平成11年12月8日法律第151号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

第3条 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第995条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

附則 （平成11年12月22日法律第225号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民法等の一部改正に伴う経過措置）

第25条 この法律の施行前に和議開始の申立てがあった場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があった場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

一から五まで 略

六 商法第309条ノ2第1項第2号並びに第383条第1項及び第2項

（罰則の適用に関する経過措置）

第26条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 （平成12年5月31日法律第90号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第2条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働契約の取扱いに関する措置）

第5条 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく会社分割に伴う労働契約の承継に関しては、会社分割をする会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）第2条第1項の規定による通知をすべき日までに、労働者と協議をするものとする。

2 前項に規定するもののほか、同項の労働契約の承継に関連して必要となる労働者の保護に関しては、別に法律で定める。

附則 （平成13年6月8日法律第41号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成13年6月15日法律第49号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成13年6月29日法律第79号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の施行前に買い受けた自己の株式等に関する経過措置）

第2条 この法律の施行前にこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第212条第1項（この法律による改正前の有限会社法（以下「旧有限会社法」という。）第24条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第212条ノ2第1項（旧有限会社法第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定により買い受けた株式若しくは持分又はこの法律による廃止前の株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（以下「旧消却特例法」という。）第3条第1項の規定により買い受けた株式（資本準備金をもって買い受けたものを除く。）であって失効の手続を終了していないものに関しては、なお従前の例による。

（次期決算期に関する定時総会の終結の時までの自己の株式の買受けに関する経過措置）

第3条 この法律の施行前に到来した最終の決算期（以下「直前決算期」という。）に関する定時総会において、旧商法第210条ノ2第2項（次項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。以下この項並びに附則第5条第2項及び第13条において同じ。）及び第212条ノ2第1項（次項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の決議をした株式会社は、この法律による改正後の商法（以下「新商法」という。）第210条第1項の規定にかかわらず、その決議において定めた買い受けるべき株式の種類、総数及び取得価額の総額の範囲内で、この法律の施行後最初に到来する決算期（以下「次期決算期」という。）に関する定時総会の終結の時までの間、自己の株式を買い受けることができる。

2 この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する定時総会においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、旧商法第210条ノ2（第10項を除く。）並びに第212条ノ2第1項から第3項まで及び第4項（旧商法第210条ノ2第10項を準用する部分を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、その定時総会の終結の時までは、新商法第210条第1項から第7項までの規定は、適用しない。

3 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある会社が、この法律の施行前に開始した相続に係る株主の相続人からその相続によって得た株式を買

い受ける場合については、旧商法第210条ノ3（第1項ただし書を除く。）の規定は、次期決算期に関する定時総会の終結の時までは、なおその効力を有する。

- 4 この法律の施行の際現に旧消却特例法第3条第1項の定款の定めがある株式会社は、新商法第210条第1項の規定にかかわらず、次期決算期に関する定時総会の終結の時までの間、旧消却特例法第3条第2項の規定によりその定款で定められていた株式の総数から旧消却特例法第3条の2第2項の規定によりその定款で定められていた株式の総数を控除した数の範囲内で、取締役会において買い受けるべき株式の種類、数及び取得価額の総額について決議することにより、株主に配当すべき利益をもって自己の株式を買い受けることができる。この場合において、次期決算期に関する定時総会の終結の時までに買い受けることができる株式の取得価額の総額及び取締役の責任については、旧消却特例法第3条第5項及び第6条の規定の例による。
- 5 この法律の施行後に第1項又は前項の規定により株式を買い受ける場合については、新商法第210条第9項中「第2項第2号二掲グル事項二付」とあるのは、「市場価格ナキ株式ノ売主二付」として、同項の規定を適用する。
- 6 この法律の施行後に第1項若しくは第4項の規定、第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法第210条ノ3第1項本文の規定又は附則第24条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧消却特例法第3条第1項の規定（以下この条及び次条第2項において「施行後買受規定」という。）により株式を買い受ける場合における新商法第210条ノ2第1項の規定の適用については、同項中「又八第211条ノ3第1項」とあるのは、「、第211条ノ3第1項又八商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第3条第6項ニ規定スル施行後買受規定」とする。

（この法律の施行日を含む営業年度以前に自己の株式を買い受けた取締役の責任に関する経過措置）

- 第4条 この法律の施行前に終了した営業年度における自己の株式の買受けに係る取締役の責任に関しては、なお従前の例による。
- 2 この法律の施行の日を含む営業年度内に商法第204条ノ3第1項（第204条ノ5において準用する場合を含む。）の規定、旧商法第210条ノ2第1項、第210条ノ3第1項本文若しくは第212条ノ2第1項の規定、新商法第210条第1項若しくは第211条ノ3第1項の規定、旧消却特例法第3条第1項の規定又は施行後買受規定により株式を買い受けた場合における取締役の責任についての新商法第210条ノ2第2項の規定の適用については、同項中「二於テ前項」とあるのは「二於テ商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第3条第6項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前項」と、「純資産額」とあるのは「純資産額ニ其ノ有スル自己ノ株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ノ総額ヲ加ヘタル額」と、「同項ノ合計額」とあるのは「同項ノ合計額ニ同項ニ規定スル規定又八同法第1条ノ規定ニ依ル改正前ノ第210条ノ2第1項、第210条ノ3第1項本文若八第212条ノ2第1項ノ規定若八同法第4条ノ規定ニ依ル廃止前ノ株式の消却の手續に

関する商法の特例に関する法律（平成9年法律第55号）第3条第1項ノ規定（以下本項ニ於テ任意買受規定ト称ス）ニ依リ取得シテ有スル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ヲ加ヘタル額ヨリ其ノ株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額」と、「同項ニ規定スル規定」とあるのは「任意買受規定」と、「株式ノ価額ノ総額」とあるのは「株式ノ価額ノ総額及其ノ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額」と、「前項ノ虞」とあるのは「本項本文ニ規定スル場合ニ当ル虞」とする。

（自己の株式の処分の制限等）

第5条 株式会社は、平成14年3月31日までの間、新商法第356条、第374条ノ19及び第409条ノ2並びに次項に規定する場合を除き、その有する自己の株式を処分してはならない。

2 旧商法第210条ノ2第2項の決議に基づいて株式を買い受けた会社は、その株式をその決議の範囲内で譲渡することができる。この場合においては、会社法（平成17年法律第86号）第2編第2章第8節の規定は、適用しない。

（株式分割に関する経過措置）

第6条 この法律の施行前に決議をした株式の分割に関しては、なお従前の例による。

（端株主の権利に関する経過措置）

第7条 この法律の施行の際旧商法第230条ノ5前段の規定による定款の定めがない株式会社（この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するものを含む。）については、この法律の施行の日において、新商法第220条ノ3第2項の規定により端株主に対して同条第1項第1号又は第4号の権利を与えない旨の定款の変更の決議があったものとみなす。

2 この法律の施行の際現に存する株式会社（この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するものを含む。）については、この法律の施行の日において、新商法第220条ノ3第2項の規定により端株主に対して同条第1項第3号の権利を与えない旨の定款の変更の決議があったものとみなす。

3 この法律の施行の際旧商法第230条ノ5後段の規定による定款の定めがある株式会社の端株主であって株主でないものの配当若しくは金銭の分配又は引受権を受ける権利に関しては、なお従前の例による。

（端株券に関する経過措置）

第8条 この法律の施行前に旧商法第230条ノ8ノ2第1項の規定により、定款を変更して、端株券を発行しない旨の定めをした株式会社の端株券に関しては、平成15年3月31日までは、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合については、旧商法第351条第1項中「一定ノ期間内」とあるのは、「平成15年3月31日以前ノ日ヲ終期トスル一定ノ期間内」とし、この法律の施行前に同項の規定により平成15年4月1日以後の日を同項の一定の期間の終期としてされた公告については、平成1

5年3月31日をその一定の期間の終期としてされたものとみなす。

- 3 端株券（第1項の株式会社が発行しているものを除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）であって、平成15年3月31日までに次項ただし書の規定による提出がなかったものについては、同日限り無効とする。ただし、株式会社は、取締役会の決議により、その発行している端株券を、同日以前の一定の日において無効とすることができる。
- 4 この法律の施行前に発行されている端株券に関しては、平成15年3月31日（前項ただし書の決議をした場合にあつては、その決議により定められた一定の日）までは、なお従前の例による。ただし、端株券を有する者がその端株券を会社に提出して新商法第220条ノ2第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を端株原簿に記載すべき旨の請求をすること又は新商法第220条ノ6第1項の規定による請求をすることを妨げない。
- 5 第3項ただし書の決議をしたときは、株式会社は、同項ただし書の一定の日までに端株券を当該株式会社に提出すべき旨及びその日までに提出されなかった端株券はその日において無効となる旨をその日の1月前に公告しなければならない。
- 6 第4項ただし書及び前項の場合において、株式会社は、端株券が提出されたときは、新商法第220条ノ2第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を端株原簿に記載しなければならない。
- 7 第4項ただし書及び第5項の場合において端株券を提出することができない者がいるときは、株式会社は、その者の請求により、利害関係人に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、その期間経過後において前項の記載をすることができる。
- 8 この法律の施行前に端株券を発行している株式会社は、第1項から第3項までの規定により提出されなかった端株券が無効とされる日後でなければ、新商法第220条ノ2第2項及び第221条第1項の規定による定款の定めをしてはならない。
- 9 新商法第498条第1項第2号の規定は第5項の規定に違反して公告を怠り又は不正の公告をした場合について、新商法第216条第1項ただし書及び第2項の規定は第7項の公告をする場合について、それぞれ準用する。

（単元株式等に関する経過措置）

- 第9条 数種の株式を発行する会社が、平成14年3月31日までの間に、1単元の株式の数を定める場合については、株式の種類ごとに定める1単元の株式の数は、同一の数としなければならない。
- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商法等の一部を改正する法律（以下「旧商法等改正法」という。）附則第16条第1項の規定により5万円を額面株式1株の金額で除して得た数を1単位の株式の数としている株式会社又は定款で1単位の株式の数を定めている株式会社は、この法律の施行の日において、その1単位の株式の数を株式の種類ごとに新商法第221条第1項の1単元の株式の数として定める旨の定款の変更の決議をしたものとみなす。この場合において、この法律の施行の際に1000を超える数を1単位の株式の数としている株式会社につ

いての同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「1000」とあるのは、「商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第9条第2項前段ノ規定ニ依リ定メタルモノト看做サレタ数」とする。

- 3 この法律の施行前に旧商法等改正法附則第16条第1項の1単位の株式の数を定め又は変更する旨の定款の変更の決議をした場合であって、この法律による改正がなかったとしたならばその効力を発生したであろう日がこの法律の施行の日後の日であるときは、その効力を発生したであろう日において、当該決議に係る1単位の株式の数を株式の種類ごとの1単位の株式の数として定める旨の定款の変更がされたものとみなす。ただし、当該決議に係る1単位の株式の数が1000又は発行済株式の総数の200分の1に当たる数を超えるときは、この限りでない。
- 4 第2項の株式会社は、この法律の施行の日において、新商法第221条第5項本文の規定により1単位の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない旨の定款の変更の決議をしたものとみなす。
- 5 この法律の施行の際現に存する株式会社（第2項の株式会社を除き、この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するものを含む。）であって1単位の株式の数を定めたことがないものが株式の分割を行うことをその効力の発生条件とする会社法第188条第1項の1単位の株式の数を定める旨の定款の変更の決議をした場合において、その条件を満たすため株式の分割を行うときは、当該株式会社は、同法第183条第2項の決議において、現に発行している株券の提出を要する旨を定めることができる。
- 6 この法律の施行前に旧商法等改正法附則第19条第1項の規定によりなされた単位未満株式に係る買取りの請求に関しては、なお従前の例による。
- 7 この法律の施行の際現に旧商法等改正法附則第6条第1項の規定により旧商法第230条ノ2第1項の規定を適用しないこととされている株式会社（第2項の株式会社を除く。）については、この法律の施行の日において、新商法第220条ノ2第2項の規定により1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載しない旨の定款の変更の決議をしたものとみなす。
- 8 会社法第219条及び第220条の規定は第5項の株券の提出を要する旨の定めをした場合について、同法第976条第2号の規定はこの項において準用する同法第219条第1項の規定に違反して公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知をした場合について、それぞれ準用する。

（議決権の数等に関する経過措置）

- 第10条 この法律の施行前に招集の手続が開始された創立総会における議決権の数又はこの法律の施行前に招集の手続が開始された株主総会若しくは旧商法第345条第1項（第346条において準用する場合を含む。）の規定によるある種類の株主の総会における議決権の数及び定足数に関しては、なお従前の例による。

（簡易合併等に対する反対の意思の通知に関する経過措置）

- 第11条 この法律の施行前2週間以内に旧商法第245条ノ5第2項、第358条第4

項、第374条ノ23第4項又は第413条ノ3第4項に規定する公告又は通知がされた営業全部の譲受け、株式交換又は会社の分割若しくは合併については、旧商法第245条ノ5第6項、第358条第8項、第374条ノ23第8項又は第413条ノ3第8項の規定は、なおその効力を有する。

(抱合せ増資に関する経過措置)

第12条 この法律の施行前に旧商法第280条ノ2第1項第9号に掲げる事項について決議のあった新株の発行に関しては、なお従前の例による。

(新株の引受権の付与に関する経過措置)

第13条 旧商法第210条ノ2第2項の決議(同項第3号に掲げる事項に関するものに限る。)をした株式会社についての新商法第280条ノ19第3項の適用については、同項中「ノ数ト併セテ」とあるのは、「及商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)第1条ノ規定ニ依ル改正前ノ第210条ノ2(同法附則第3条第2項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル場合ヲ含ム)第2項第3号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議ニ係ル譲渡スベキ株式ニシテ未ダ取締役又ハ使用人ニ譲渡サザルモノノ数ト併セテ」とする。

(利益準備金の積立てに関する経過措置)

第14条 直前決算期以前の決算期に株式会社又は有限会社が利益準備金として積み立てるべき金額に関しては、なお従前の例による。

(利益の配当の限度に関する経過措置)

第15条 直前決算期以前の決算期に係る株式会社又は有限会社の利益の配当の限度に関しては、なお従前の例による。

(中間配当に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前に旧商法第293条ノ5第1項の決議があった場合におけるその決議による金銭の分配に関しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行後(この法律の施行の日の属する営業年度内に限る。)に新商法第293条ノ5第1項の決議があった場合における同条第3項の適用については、同項各号列記以外の部分中「純資産額」とあるのは、「純資産額ヨリ其ノ有スル自己ノ株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ノ総額ヲ控除シタル額」とする。

(会社分割に伴う株式又は持分の消却及び株式の併合に関する経過措置)

第17条 この法律の施行前に分割計画書又は分割契約書が作成された会社の分割(分割計画書に旧商法第374条第2項第7号(旧有限会社法第63条ノ6第1項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の記載がある新設分割又は分割契約書に旧商法第374条ノ17第2項第7号(旧有限会社法第63条ノ9第1項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の記載がある吸収分割に限る。)については、

旧商法第212条第1項本文（旧有限会社法第24条第1項において準用する場合を含む。）及び第2項、第374条ノ7第1項（第374条ノ31第5項において準用する場合を含む。）、第374条ノ15第2項並びに第374条ノ31第2項の規定並びにこれらの規定によって準用される旧商法第214条第2項及び第215条から第217条までの規定は、なおその効力を有する。

（資本の減少に関する経過措置）

第18条 この法律の施行前に旧商法第375条第1項又は旧有限会社法第47条の決議があった資本の減少に関しては、なお従前の例による。

（合併による株式併合に関する経過措置）

第19条 この法律の施行前に合併契約書が作成された合併（旧商法第416条第3項に規定する合併による株式併合をするものに限る。）については、旧商法第416条第3項及び第4項の規定並びにこれらの規定において準用する旧商法第208条、第209条第3項、第214条第2項及び第215条から第217条までの規定は、なおその効力を有する。

（額面株式の株券の無効手続及び新株券の交付）

第20条 株式会社は、取締役会の決議により、この法律の施行前に発行されている1株の金額の記載のある株券を無効として新たな株券を発行することができる。

2 会社法第219条及び第220条の規定は前項の場合について、同法第976条第2号の規定はこの項において準用する同法第219条第1項の規定に違反して公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知をした場合について、それぞれ準用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第25条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 （平成13年11月28日法律第128号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成14年4月1日から施行する。ただし、附則第11条中商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（端株主の権利に関する経過措置）

第2条 この法律の施行の際端株主に対してこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第341条ノ2第2項第6号及び第341条ノ8第2項第8号の引受権を受ける権利を与えない旨の定款の定めがある株式会社（この法律の施行前に定款

の認証を受け、この法律の施行後に成立するもの（以下この条において「設立中の会社」という。）を含む。）については、この法律の施行の日（設立中の会社にあつては、その成立の日）において、端株主に対してこの法律による改正後の商法（以下「新商法」という。）第280条ノ20第2項第12号及び第341条ノ3第1項第9号の引受権を受ける権利を与えない旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。

（議決権なき株式に関する経過措置）

第3条 この法律の施行の際定款に旧商法第242条第1項の規定により議決権がないものとされた種類の株式についての定めがある場合は、当該種類の株式に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、同条第3項の規定は、適用しない。

2 前項の種類の株式は、新商法第222条第5項及び第6項の規定の適用については、同条第4項に規定する議決権制限株式とみなす。

（転換株式に関する経過措置）

第4条 新商法第224条ノ3第1項の期間がこの法律の施行前に進行を開始し、当該期間がこの法律の施行の日以後に満了する場合には、この法律の施行後も、当該期間の満了の時までは、当該期間を定めた株式会社の株主は、新商法第222条ノ5第1項の規定に基づく転換の請求をすることができない。

（新株発行決議の効力に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前に旧商法第280条ノ2第2項又は第280条ノ5ノ2第1項ただし書の決議があつた場合においては、当該決議の効力に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（取締役又は使用人に対する新株の引受権の付与に関する経過措置）

第6条 この法律の施行前に旧商法第280条ノ19第2項の決議があつた場合においては、当該決議に基づき付与する新株の引受権に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 この法律の施行後に前項の新株の引受権が行使された場合においては、株式会社は、新株の発行に代えて、その有する自己の株式を当該新株の引受権を行使した者に移転することができる。この場合においては、会社法（平成17年法律第86号）第2編第2章第8節の規定は、適用しない。

（転換社債、新株引受権付社債に関する経過措置）

第7条 この法律の施行前に転換社債（旧商法第341条ノ2第1項の規定に基づき発行する社債をいう。以下同じ。）又は新株引受権付社債（旧商法第341条ノ8第1項の規定に基づき発行する社債をいう。以下同じ。）の発行の決議があつた場合においては、当該決議に基づき発行する転換社債又は新株引受権付社債に関しては、

この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前に旧商法第341条ノ2第3項若しくは第341条ノ2ノ6第1項ただし書又は第341条ノ8第5項若しくは第341条ノ11ノ2第1項ただし書の決議があった場合においては、当該決議に基づき発行する転換社債又は新株引受権付社債についても、同様とする。

2 前条第2項の規定は、この法律の施行後に前項の転換社債の転換の請求があった場合又は同項の新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使があった場合に準用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第8条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成13年12月12日法律第149号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第2条中株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「商法特例法」という。)第18条第1項及び第30条第1項第16号の改正規定並びに附則第10条の規定はこの法律の施行の日から起算して3年を経過した日から、附則第11条の規定は公布の日から施行する。

(社外取締役の登記に関する経過措置)

第2条 株式会社は、この法律の施行の際現に在任する取締役がこの法律による改正後の商法(以下「新商法」という。)第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役である場合には、この法律の施行の日を含む任期中に限り、当該取締役が社外取締役である旨の登記をすることを要しない。ただし、定款を変更して新商法第266条第19項の契約をすることができる旨の定めを設けたときは、この限りでない。

(取締役の責任の免除に関する経過措置)

第3条 新商法第266条第7項から第23項までの規定は、この法律の施行前の行為に関する取締役の責任の免除については、適用しない。

第4条 商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)による改正前の商法第210条ノ2第2項第3号(商法等の一部を改正する等の法律附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)又は商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)による改正前の商法第280条ノ19第1項(商法等の一部を改正する法律附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の権利を行使した取締役又は当該権利を有する取締役についての新商法第266条第7項第1号及び第3号、同条第10項及び第11項(同条第16項及び第23項において準用する場合を含む。)並びに同

条第12項、第14項、第19項第1号及び第3号並びに第22項第1号の規定の適用については、同条第7項第3号中「権利ノ数ヲ乗ジタル額」とあるのは、「権利ノ数ヲ乗ジタル額、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）ニ依ル改正前ノ第210条ノ2第2項第3号（同法附則第3条第2項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトセラレタル場合ヲ含ム）ノ権利ヲ就任後ニ行使シタルトキハ行使ノ時ニ於ケル其ノ会社ノ株式ノ時価ヨリ譲渡ノ価額ヲ控除シタル額ニ譲受ケタル株式ノ数ヲ乗ジタル額、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）ニ依ル改正前ノ第280条ノ19第1項（同法附則第6条第1項ノ規定ニ依リ仍従前ノ例ニ依ルコトトセラレタル場合ヲ含ム）ノ権利ヲ就任後ニ行使シタルトキハ行使ノ時ニ於ケル其ノ会社ノ株式ノ時価ヨリ発行価額又ハ移転ヲ受ケタル価額ヲ控除シタル額ニ発行ヲ受ケ又ハ之ニ代ヘテ移転ヲ受ケタル株式ノ数ヲ乗ジタル額」とする。

（株主代表訴訟の提起に関する経過措置）

第5条 新商法第267条第3項（新商法又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第267条第3項（旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する請求があった場合（当該請求をした者が同項の規定により訴えを提起した場合を除く。）についても適用する。

（取締役等の責任を追及する訴えに関する経過措置）

第6条 新商法第268条第4項から第7項まで（これらの規定を新商法又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に提起された旧商法第268条第1項（旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。）の訴えについては、適用しない。

（監査役の任期に関する経過措置）

第7条 この法律の施行の際現に存する株式会社の監査役でこの法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（辞任した監査役に対する株主総会の招集の通知に関する経過措置）

第8条 新商法第275条ノ3ノ2第2項の規定は、この法律の施行前に招集の手続が開始された株主総会については、適用しない。

2 前項の規定は、他の法律において新商法第275条ノ3ノ2第2項の規定を準用する場合について準用する。

（監査役の責任の免除に関する経過措置）

第9条 新商法第280条第1項において準用する新商法第266条第18項の規定により読み替えて適用する同条第7項、同条第8項、第10項及び第11項、同条第1

8 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 2 項並びに同条第 1 4 項から第 1 6 項までの規定は、この法律の施行前の行為に関する監査役の責任の免除については、適用しない。

附則 (平成 1 4 年 5 月 2 9 日法律第 4 4 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(現物出資等の目的である不動産についての証明及び鑑定評価に関する経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第 1 7 3 条第 3 項（旧商法第 1 8 1 条第 2 項、第 2 4 6 条第 3 項（この法律による改正前の有限会社法（以下「旧有限会社法」という。）第 4 0 条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 2 8 0 条ノ 8 第 2 項（旧有限会社法第 5 2 条ノ 3 第 2 項において準用する場合を含む。）並びに旧有限会社法第 1 2 条ノ 2 第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する弁護士又は弁護士法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、次に掲げる規定は、適用しない。

- 一 この法律による改正後の商法（以下「新商法」という。）第 1 7 3 条第 3 項（新商法第 1 8 1 条第 2 項、第 2 4 6 条第 3 項（この法律による改正後の有限会社法（以下「新有限会社法」という。）第 4 0 条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 2 8 0 条ノ 8 第 2 項（新有限会社法第 5 2 条ノ 3 第 2 項において準用する場合を含む。）並びに新有限会社法第 1 2 条ノ 3 において準用する場合を含む。）
 - 二 新商法第 2 4 6 条第 4 項（新商法第 2 8 0 条ノ 8 第 2 項（新有限会社法第 5 2 条ノ 3 第 2 項において準用する場合を含む。）及び新有限会社法第 4 0 条第 4 項において準用する場合を含む。）
- 2 前項に規定する場合における同項に規定する鑑定評価を記載し、又は記録した資料については、次に掲げる規定は、適用しない。
- 一 新商法第 1 7 3 条ノ 2 第 1 項（新有限会社法第 1 2 条ノ 3 において準用する場合を含む。）
 - 二 新商法第 1 8 1 条第 3 項及び第 1 8 4 条第 2 項（これらの規定を新商法第 2 4 6 条第 3 項（新有限会社法第 4 0 条第 4 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）
- 3 第 1 項に規定する場合における同項に規定する証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及び責任については、次に掲げる規定は、適用しない。
- 一 新商法第 1 9 7 条（新商法第 2 4 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）
 - 二 新商法第 2 8 0 条ノ 1 3 ノ 3
 - 三 新有限会社法第 1 5 条ノ 2（新有限会社法第 4 0 条第 4 項において準用する場合を含む。）

四 新有限会社法第55条ノ2

(株券に係る公示催告手続に関する経過措置)

第3条 この法律の施行前に公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律（明治23年法律第29号）の規定により申し立てられた株券の無効宣言のためにする公示催告手続及び当該手続に係る株券に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の株券については、新商法第230条から第230条ノ9ノ2までの規定は、適用しない。ただし、同項の公示催告手続が除権判決以外の事由により完結したときは、この限りでない。

(株主提案権等に関する経過措置)

第4条 会日より8週間前の日がこの法律の施行の日前である株主総会又はある種類の株主の総会に関する新商法第232条ノ2第1項及び第2項（新商法第222条第10項、第345条第3項（新商法第346条において準用する場合を含む。）及び第430条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「8週間」とあるのは、「6週間」とする。

(総会招集請求権等に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前に旧商法第237条第3項（旧商法第222条第8項、第320条第5項、第345条第3項（旧商法第346条において準用する場合を含む。））及び第430条第2項並びに旧有限会社法第37条第3項及び第75条第2項において準用する場合を含む。）の請求をした株主、社債権者又は社員が行う株主総会、ある種類の株主の総会、社債権者集会又は社員総会の招集に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(資本の減少等における公告及び債権者に対する催告に関する経過措置)

第6条 この法律の施行前に旧商法第289条第2項（旧有限会社法第46条第1項において準用する場合を含む。）、第374条第1項、第374条ノ17第1項、第375条第1項又は第408条第1項の決議をした場合における公告及び債権者に対する催告に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 旧商法第374条ノ6第1項、第374条ノ22第1項、第374条ノ23第1項又は第413条ノ3第1項に規定する場合であって、この法律の施行前に分割計画書、分割契約書又は合併契約書を作成したときにおける公告及び債権者に対する催告に関しても、前項と同様とする。

3 この法律の施行前に資本減少を内容とする定款の変更の決議をした場合における有限会社の公告及び債権者に対する催告に関しても、第1項と同様とする。

(外国会社に関する経過措置)

第7条 この法律の施行後最初に到来する決算期以前の決算期に係る外国会社（この法律の施行前に旧商法第479条第2項の登記がされているものに限る。）の貸借対照

表には、新商法第483条ノ2の規定は、適用しない。

- 2 この法律の施行前にすべての日本における営業所を閉鎖した外国会社には、新商法第483条ノ3（新有限会社法第76条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
- 3 この法律の施行前に外国会社が旧商法第479条第2項（旧有限会社法第76条において準用する場合を含む。）の規定により日本における営業所についてした登記は、新商法第479条第1項（新有限会社法第76条において準用する場合を含む。）の外国会社の登記とみなす。
- 4 この法律の施行前に旧商法第479条第2項（旧有限会社法第76条において準用する場合を含む。）の規定により日本における営業所について登記をした外国会社についての新商法第484条第1項第2号（新有限会社法第76条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新商法第484条第1項第2号中「第479条第4項ノ」とあるのは、「商法等の一部を改正する法律（平成14年法律第44号）第1条ノ規定ニ依ル改正前ノ本法第479条ニ定ムル」とする。

附則（平成15年7月30日法律第132号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第2条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成15年8月1日法律第134号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（商法の一部改正に伴う経過措置）

- 第19条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第295条第1項の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権については、なお従前の例による。
- 2 施行日前に旧商法第848条第3項において準用する旧民法第383条の書面が同条に規定する債権者の全員に到達した場合における当該抵当権の目的たる船舶についての同項において準用する旧民法第378条の規定による滌除及び同項において準用する旧民法第384条に規定する増価競売については、第1条の規定による改正後の民法、第3条の規定による改正後の民事執行法及び前条の規定による改正後の商法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 （平成15年8月1日法律第138号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第14条 この法律の施行前にした行為及び附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 （平成16年6月2日法律第76号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、破産法（平成16年法律第75号。次条第8項並びに附則第3条第8項、第5条第8項、第16項及び第21項、第8条第3項並びに第13条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（商法の一部改正に伴う経過措置）

第8条 施行日前にされた第9条の規定による改正前の商法（次項において「旧商法」という。）第381条第1項の規定による整理開始の申立て又は施行日前に職権でされた同条第2項の規定による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧商法第431条の規定による特別清算開始の申立て又は施行日前に職権でされた同条第3項において準用する旧商法第381条第2項の規定による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件については、なお従前の例による。

3 施行日前に債権者につき会社に対する債務負担の原因が生じた場合における債権者による相殺の禁止及び施行日前に債務者に対して債務を負担する者につき会社に対する債権の取得の原因が生じた場合における当該者による相殺の禁止については、第9条の規定による改正後の商法第403条第1項又は第456条第1項において準用する新破産法第71条及び第72条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第12条 施行日前にした行為並びに附則第2条第1項、第3条第1項、第4条、第5条第1項、第9項、第17項、第19項及び第21項並びに第6条第1項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第14条 附則第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成16年6月9日法律第87号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公告等の廃止に関する経過措置)

第2条 この法律の施行前に、第1条の規定による改正前の商法(以下この条において「旧商法」という。)第104条第1項、第136条第1項、第140条、第141条、第247条第1項、第252条、第280条ノ15第1項、第363条第1項、第372条第1項、第374条ノ12第1項、第374条ノ28第1項、第380条第1項、第415条第1項若しくは第428条第1項(これらの規定を旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の訴えの提起があつた場合、第6条の規定による改正前の農業協同組合法第73条の14第1項の訴えの提起があつた場合、第7条の規定による改正前の証券取引法第101条の15第1項の訴えの提起があつた場合、第13条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(次項において「旧投信法」という。)第94条第2項の訴えの提起があつた場合、第15条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律第100条の16第1項の訴えの提起があつた場合、第18条の規定による改正前の金融先物取引法第34条の18第1項の訴えの提起があつた場合、第19条の規定による改正前の保険業法第84条第1項の訴えの提起があつた場合又は第23条の規定による改正前の中間法人法第22条第1項、第38条第2項若しくは第3項、第79条第1項、第95条第1項若しくは第125条第1項の訴えの提起があつた場合における公告については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に、旧商法第309条第1項(旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。)の弁済がされた場合、第3条の規定による改正前の有限会社法第64条第1項若しくは第67条第1項の決議をした場合、第5条の規定による改正前の担保附社債信託法第82条第1項の規定により受託会社が担保権を実行した場合、旧投信法第139条の5第1項の弁済がされた場合、第20条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律第111条第1項の弁済がされた場合、第21条の規定による改正前の新事業創出促進法第10条の17第1項若しくは第7項の決議をした場合又は第24条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第111条第1項の弁済がされた場合における公告及び通知については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第3条 この法律の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 （平成16年6月9日法律第88号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中社債等の振替に関する法律第48条の表第33条の項を削る改正規定、同表第89条第2項の項の次に第90条第1項の項を加える改正規定、同法第115条、第118条、第121条及び第123条の改正規定、第128条の改正規定（同条を第299条とする部分を除く。）、同法第6章の次に7章を加える改正規定（第158条第2項（第2号から第4号までを除く。）、第3項及び第4項、第252条第1項（同項において準用する第158条第2項（第2号から第4号までを除く。）、第3項及び第4項に係る部分に限る。）、第253条、第261条第1項（同項において準用する第158条第2項（第2号から第4号までを除く。）、第3項及び第4項に係る部分に限る。）、第262条、第268条第1項（同項において準用する第158条第2項（第2号から第4号までを除く。）、第3項及び第4項に係る部分に限る。）並びに第269条に係る部分に限る。）並びに同法附則第19条の表の改正規定（「第111条第1項」を「第111条」に改める部分に限る。）、同法附則第33条の改正規定（「同法第2条第2項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項」に改める部分に限る。）、第2条の規定、第3条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第9条第3項の改正規定を除く。）、第4条から第7条までの規定、附則第3条から第29条まで、第34条（第1項を除く。）、第36条から第43条まで、第47条、第50条及び第51条の規定、附則第59条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第4条の4第1項第3号の改正規定、附則第70条、第85条、第86条、第95条及び第109条の規定、附則第112条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）第126条の改正規定、附則第120条から第122条までの規定、附則第123条中産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第12条の8第3項及び第12条の11第7項の改正規定、附則第125条の規定並びに附則第129条中会社更生法（平成14年法律第154号）第205条第4項及び第214条の改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（商法の一部改正に伴う経過措置）

第36条 会社が有する自己の株式の処分を無効とする判決が確定した場合において、当該会社が一部施行日前に第2条の規定による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第211条第3項において準用する旧商法第280条ノ17第2項の規定による公告又は通知をしたときは、新商法第211条第3項において準用する新商法第28

- 0 条ノ 1 7 第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 株式の消却をしようとする会社が一部施行日前に旧商法第 2 1 3 条第 2 項において準用する旧商法第 2 1 5 条第 1 項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第 2 1 3 条第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 3 株式の併合をしようとする会社が一部施行日前に旧商法第 2 1 5 条第 1 項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第 2 1 5 条ノ 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 4 旧商法第 2 2 2 条ノ 9 第 1 項に規定する強制転換条項付株式の転換をしようとする会社が一部施行日前に同条第 2 項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第 2 2 2 条ノ 9 第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 5 会社の新株発行を無効とする判決が確定した場合において、当該会社が一部施行日前に旧商法第 2 8 0 条ノ 1 7 第 2 項の規定による公告又は通知をしたときは、新商法第 2 8 0 条ノ 1 7 第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 6 旧商法第 2 8 0 条ノ 3 6 第 1 項後段の決議をした会社が一部施行日前に同条第 2 項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第 2 8 0 条ノ 3 6 第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 7 旧商法第 3 4 8 条第 1 項の決議をした会社が一部施行日前に旧商法第 3 5 0 条第 1 項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第 3 5 0 条ノ 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 8 株式交換により完全子会社となる会社が一部施行日前に旧商法第 3 5 9 条第 1 項の規定による公告又は通知をした場合においては、なお従前の例による。
 - 9 株式交換により完全親会社となる会社が一部施行日前に旧商法第 3 6 2 条第 2 項において準用する旧商法第 3 5 0 条第 1 項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第 3 6 2 条第 2 項において準用する新商法第 3 5 0 条ノ 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 1 0 会社の株式交換を無効とする判決が確定した場合において、当該会社が一部施行日前に旧商法第 3 6 3 条第 5 項において準用する旧商法第 2 8 0 条ノ 1 7 第 2 項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第 3 6 3 条第 5 項において準用する新商法第 2 8 0 条ノ 1 7 第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 1 1 株式移転により完全子会社となる会社が一部施行日前に旧商法第 3 6 8 条第 1 項の規定による公告又は通知をした場合においては、なお従前の例による。
 - 1 2 吸収分割により営業を承継する会社が一部施行日前に旧商法第 3 7 4 条ノ 3 1 第 2 項において準用する旧商法第 3 5 0 条第 1 項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第 3 7 4 条ノ 3 1 第 2 項において準用する新商法第 3 5 0 条ノ 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 1 3 合併により消滅する会社が一部施行日前に旧商法第 4 1 3 条ノ 4 第 1 項の規定による公告又は通知をした場合においては、なお従前の例による。
 - 1 4 合併後存続する会社が一部施行日前に旧商法第 4 1 6 条第 4 項において準用する旧商法第 3 5 0 条第 1 項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商

法第416条第4項において準用する新商法第350条ノ2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15 旧商法第224条ノ3第1項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時（以下この条において「閉鎖期間満了時」という。）までは、同項の会社は、株主名簿の記載又は記録の変更を行わないことができる。

16 前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた会社が新商法第219条第1項（新商法第221条第6項において準用する場合を含む。）、第280条ノ4第3項（新商法第280条ノ25第3項及び第341条ノ15第4項において準用する場合を含む。）及び第374条ノ7第1項（新商法第374条ノ31第3項において準用する場合を含む。）に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後の日でなければならない。

17 第15項に規定する場合においては、閉鎖期間満了時までには、次に掲げる者の議決権については、なお従前の例による。

- 一 当該閉鎖期間内に新商法第220条ノ5第1項の規定により株主となった者
- 二 当該閉鎖期間内に新商法第222条ノ3に規定する転換予約権付株式の転換の請求をした株主
- 三 当該閉鎖期間内に新商法第222条ノ9第1項に規定する強制転換条項付株式の転換の効力が生じた場合における当該強制転換条項付株式の株主
- 四 当該閉鎖期間内に新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を行使した者

18 第15項に規定する場合において、閉鎖期間満了時前に、新商法第230条ノ4第6項の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、第15項の規定にかかわらず、同項の会社は、当該株券喪失登録について登録異議の申請をした者であって同条第3項の請求をしたものについて株主名簿の記載又は記録の変更を行わなければならない。

19 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある会社（一部施行日前に定款の認証を受け、一部施行日後に成立するもの（以下この項において「設立中の会社」という。）を含む。）であって旧商法第224条ノ3第1項の一定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日（設立中の会社にあつては、その成立の日）において、株主又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を同項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、取締役会の決議をもって、当該権利の内容を定めなければならない。

20 一部施行日前に旧商法第226条ノ2第2項の規定により寄託された株券については、なお従前の例による。

21 一部施行日の前日を払込期日として新株の発行又は自己株式の処分をした場合においては、当該新株又は自己株式の引受人は、一部施行日から株主となる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第135条 この法律(附則第1条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第136条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第137条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に係る決済制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成16年12月1日法律第147号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成16年12月3日法律第152号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第39条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第40条 附則第3条から第10条まで、第29条及び前2条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成16年12月3日法律第154号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第121条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第122条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第123条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成16年12月10日法律第165号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第4条及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成17年7月26日法律第87号) 抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則 (平成18年6月14日法律第66号) 抄
この法律は、平成18年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附則 (平成18年12月15日法律第109号) 抄
この法律は、新信託法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第9条（商法第7条の改正規定に限る。）、第25条（投資信託及び投資法人に関する法律第251条第24号の改正規定に限る。）、第37条（金融機関の合併及び転換に関する法律第76条第7号の改正規定に限る。）、第49条（保険業法第17条の6第1項第7号、第53条の12第8項、第53条の15、第53条の25第2項、第53条の27第3項、第53条の32、第180条の5第3項及び第4項並びに第180条の9第5項の改正規定に限る。）、第55条（資産の流動化に関する法律第76条第6項、第85条、第168条第5項、第171条第6項及び第316条第1項第23号の改正規定に限る。）、第59条、第75条及び第77条（会社法目次の改正規定、同法第132条に2項を加える改正規定、同法第2編第2章第3節中第154条の次に1款を加える改正規定、同法第2編第3章第4節中第272条の次

に1款を加える改正規定、同法第695条の次に1条を加える改正規定及び同法第943条第1号の改正規定を除く。)の規定 公布の日

附則 (平成19年6月13日法律第85号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第26条から第60条まで及び第62条から第65条までの規定 平成20年10月1日

附則 (平成20年6月6日法律第53号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成20年6月6日法律第57号)

この法律は、保険法の施行の日から施行する。

附則 (平成23年5月25日法律第53号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則 (平成26年5月30日法律第42号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成26年6月27日法律第91号) 抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

この PDF ファイルは「[インターネット六法.com](https://xn--eckumux0ukey120betvc.com)」で掲載中の法令をそのまま PDF 化したものです。
誤字脱字や条文が抜けている等間違っ箇所を発見した場合は、お手数ですが「お問い合わせ
(<https://xn--eckumux0ukey120betvc.com/pages/contact/>)」よりお教えてください。よろしくお願いいたします。

インターネット六法が少しでもあなたの役に立てれば光栄です。
これからもインターネット六法を宜しく申し上げます。
